

令和6年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年3月6日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第 7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
第 5 議案第 8号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第 9号 赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案について
第 7 議案第10号 赤井川村宿泊税条例案について
第 8 議案第11号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について
第 9 議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案について
第10 議案第13号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
第11 議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）
第12 議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第14 議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
第15 議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第16 令和6年度村政執行方針
第17 令和6年度教育行政執行方針
第18 議案第19号 令和6年度赤井川村一般会計予算
第19 議案第20号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
第20 議案第21号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
第21 議案第22号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算
第22 議案第23号 令和6年度赤井川村下水道事業会計予算
物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める意見書の提出について
食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏	明	君	4番	能登	ゆう
5番	川人	孝	則	君	6番	藤門	弘

7番 山口芳之君

8番 岩井英明君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	高 松 重 和 君
住 民 課 長	小 林 義 幸 君
保 健 福 祉 課 長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君
建 設 課 長	釣 賀 謙 一 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教 育 委 員 会 次 長	藤 田 俊 幸 君
代 表 監 査 委 員	大 西 敏 典 君
選 挙 管 理 委 員 会	
委 員 長	中 西 貢 君
農 業 委 員 会 会 長	山 口 拓 也 君

◎議会事務局

事 務 局 長	横 井 慎 之 君
書 記	伊 藤 秋 恵 君

(午前10時00開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第1回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案17件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能登ゆう君及び5番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月8日までの3日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおり
でありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思いで、
お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思いで。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を
求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和6年1月分の例月出納
検査結果報告書並びに2月9日に実施いたしました定例監査の結果報告書の提出がありましたので、
2ページに配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告を行います。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 改めまして、おはようございます。行政報告2件報告させていただきます。

1 ページをお開きください。赤井川村地域生活応援クーポン事業の実施結果についてでございます。事業概要としては、利用期間、令和5年7月15日から令和6年1月31日まで、発送数で1,087通、1,000円掛ける10枚のものを1,087通でございます。対象者は、令和5年5月1日現在の世帯人員数ということで1,087人ということになってございます。業務委託先として赤井川村商工会のほうに委託をして事業を進めさせていただきました。

事業実績として、実流通数として1,009冊、登録事業者数で31事業者、7月から1月までのトータルで974万6,000円ということで、換金率としては96.59%ということで事業を完了しております。

続きまして、2ページをお開きください。令和5年12月1日以降の工事等発注状況でございます。12月4日、赤井川小学校放送設備更新工事から2月15日の総合行政システム標準化対応業務ということで3本発注をしておりますので、後ほどご確認いただければなというふうに思います。

以上で行政報告2件について終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第7号及び日程第5 議案第8号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第4、議案第7号から日程第5、議案第8号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について並びに日程第5、議案第8号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第7号及び議案第8号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を

別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当の支給を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案第7号の4ページ目お開きください。第2条第1項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の給与に新たに勤勉手当を追加する改正。

第11条第1項の改正は、条文中の文言の整理。

第11条第4項の追加については、満60歳を超える者が新たにパートタイム会計年度任用職員に任用された場合、これは任期の更新を含むものですが、期末手当の支給については、定年前再任用短時間勤務職員の例により支給することを規定するものです。

第11条の2は、勤勉手当の支給に関して期末手当の支給の取扱いに準じる旨を新たに追加するもので、今回の条例改正によりパートタイム会計年度任用職員の期末、勤勉手当の支給率については、満60歳を超えない者が新たに任用された場合は常勤職員同様の支給率で年間4.5月、満60歳を超える者が新たに任用された場合は定年前再任用短時間勤務職員の支給率同様、年間2.35月となるものです。

続きまして、議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。第7条第2項の改正は、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるものとするものです。

次に、第8条の改正は、条文中の文言の整理となっております。

なお、終わりになりますが、両条例案ともに改正条例施行日を令和6年4月1日としていることを申し上げ、以上説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第7号について何点か質問いたします。

まず、60歳を超える場合とそうでない場合と分かれていますけれども、一方で定年の延

長ということについても以前お話があったかと思います。その辺の兼ね合いというのが今後どうなっていくのかについてお知らせください。

それと、赤井川村の会計年度任用職員はパートタイムの規定しかないですけども、このパートタイムの方と、あと常勤の方の勤務時間の差が1日当たりどのくらい規定としてあるのか、その上でパートタイムと常勤の方の、今回勤勉手当の話でしたけれども、そのほかのいろんな諸手当というのがもうあると思います。その手当の支給の差という待遇差についてお知らせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 3点ほど説明をいただいたと思いますが、まず60歳を超える、定年延長のお話がありましたので、一般常勤職員の定年延長かなというふうに質問の意図は捉えましたけれども、定年延長におきましては職員が、令和13年度だったと思いますけれども、段階的に定年は65歳までで、今後60歳を迎える職員については、本来過去の例でいきますと定年すべき60歳を迎えたときに役職を定年という形になりまして、課長職であれば行政職の給料表4級である係長相当職に管理職から落とすというのがまず1つあります。その次には、給料を管理職のときにもらっていた給料の70%にするというようなことが常勤職員としてはございます。今回会計年度任用職員で60歳以上を超える部分については、再任用職員との例と同様の支給率とすることにしましたけれども、まず1点目としては常勤職員も給与が70%になるというのがまず1点、高齢職員として60歳を超えると70%の給与の支給になるというのが1点と、もう一点は現行今いる再任用職員との手当のバランスです。会計年度任用職員と常勤職員として再任用している職員が今現在1名おりますけれども、その職員との手当の差というものを考慮した結果、このような例を提案させていただくということになりました。

2点目の勤務時間につきましては、常勤職員は1週間の勤務時間が38時間45分と規定しております。会計年度任用職員につきましては、1日が7時間30分としております。働き方によっては4時間の方もいらっしゃいますし、3.5時間の方もいらっしゃいます。上限としては、7.5時間として設定をしているというのが勤務時間の差でございます。

3点目、手当の関係ですけども、地方自治法に基づいて会計年度任用職員に対して支給できる手当というものが決まっております。その法律の中に基づいて今回は新たに勤勉手当を支給するというので、法に基づいて手当を対象としたということになってございます。扶養手当や寒冷地手当というものはございません。通勤手当については、通勤手当に代わるものとして費用弁償として同額をお渡ししている、それも法に基づいて執行しております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 定年延長との関係については、今後定年が延びていくにしても会

計年度任用職員のこの規定については影響がない、連動しないという判断でいいのか、理解でいいのか、その辺確認したいのと、あと会計年度職員のパートタイムと常勤との関係で、1日当たり大体、私以前調べて計算したところだと常勤とパートタイムの1日当たりの勤務時間の差って15分程度だと思います。その上で以前会計年度任用職員の制度が始まった頃、総務省から出ていた会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというのでちょっと抜粋して読み上げるのですけれども、職員の任用に当たっては職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要です。このように述べて、その上で単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであることを留意してくださいと書いております。平たく言うと、財政上の制約を理由として、本来だったらフルタイムの時間数必要なお仕事をパートタイムに位置づけて、そういう雇い方をしないように、パートタイム任用職員として雇うときは、その職の中身がパートタイムに本当にふさわしいものであるかどうかきちんと精査した上でパートタイム職員として位置づけ上に、そういう形で制度が始まっています。赤井川村でもともと非常勤の職員さんだった頃からパートタイムの時間数、1日7時間半でしたっけ、そのようなもので雇われていたので、そのままパートタイム任用職員ということでスライドして制度設計なされたと思うのですけれども、ただ非常勤の方でも残業していたり、逆に残業が常態化していたような方もその当時もいらっしゃいました。なので、現在でもパートタイムの職に位置づけられていながら、例えば毎日30分延長して残業しているとか、もしそういう実態があるのだったら、フルタイムで任用することが妥当、もしくはその働き方の中身をきちんと時間内に収まるように変えていくような配慮も必要だと思いますので、その辺今の現状はどのような状況か。

あと、パートタイムとして妥当だということでも今雇われていると思うのですが、その辺どのように状況判断されているかというの、その辺のお話ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 1点目のご質問につきましては、定年の関係です。会計年度任用職員には常勤職員のように定年に関する条例というものがございませんので、定年という概念が基本的にはありません。1年の更新という形になりますけれども、そこについては後段のご質問にもリンクするかもしれませんが、その会計年度任用職員の職務の状況等に応じて、ある一定の年齢が訪れますと次の更新はという形にもなりますでしょうし、ご本人からもそろそろきついというようなお話もあろうかなというふうに思いますので、その辺につきましては職務の状況に応じて適切に更新なりを進めていきたいと考えております。

2点目の15分の勤務差のお話ですけれども、その点につきましては能登議員ご発言が

ありましたとおり、令和2年度の会計年度任用職員の制度設計のときのお見込みのとおり非常勤職員という形で村としては過去20年以上前にわたり、その職については15分短くして職務の内容、業務の性質、責任の度合い、もろもろ勘案して常勤職員とは差をつけるという働き方をしてもらいました。それがそのまま会計年度任用職員にスライドをしたということで、村としては財政的な理由を持って15分削っただとか、常勤化を避けたとか、そういったことは一切ございません。それは、過去にも答弁させていただいているとおりです。働き方についても現状の職務の内容、各課のほうで任命しておりますけれども、それらの働き方を十分に含めまして、現行のパートタイム会計年度任用職員の働き方というものを継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ご説明ありましたけれども、ただ会計年度任用職員移ってからかな、でもやっぱり職員の方が帰って、非常勤の会計年度の方だけ残って何か残業している、そういうところも以前は見受けられましたので、今後もぜひその辺は留意していただきたい、配慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第9号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第9号 赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第9号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第9号 赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。第6条の改正は、法律の改正に伴う条項の整理を行うものです。

終わりになりますが、改正条例は令和6年4月1日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 赤井川村監査委員条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第10号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第10号 赤井川村宿泊税条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 赤井川村宿泊税条例案について。

赤井川村宿泊税条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

条例制定の理由につきましては、赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図るために、宿泊税を活用するため、この条例を制定しようとするものであります。

1 ページ目をお開きください。第1条に宿泊税の目的及び課す旨を、第2条には定義、第3条には納税義務者等、以降賦課徴収、課税免除、課税標準、税率など宿泊税の施行に関し必要な事項を定めております。

5 ページをお開きください。中段になります。なお、附則には、施行期日、準備行為、適用区分、経過措置及び検討の規定を設けております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 何点か質問いたします。

宿泊税の条例ということで、まず税収の見込みについてどのくらい見込んでおられるのかという点、またその税収の使い方についてなのですけれども、これまでの協議会などでのご説明では道路とか水道とか、そうしたインフラ整備などに充てるということで、額も見込みで大体28億程度とご説明あったかと思うのですが、まず大きなお金になります。そうした中長期的な事業の財源にするのでしたら、その税収をためておく基金というのにも必要になってくるかと思いますが、その辺はどのように、今後になるかと思いますが、運用

されていくのかについて。

また、3点目として事業者の方たちにもシステムの導入など事務負担が生じるかと思えます。それに対する支援などについてはどのようにお考えか、以上3点です。お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） 3点についてご質問がございました。

まず、税収につきましては、当初令和7年度につきましては約4,100万円ほどの税収を見込んでおります。その後5か年につきましてもほぼ4,100万円から4,200万、300万円ほどの税収を見込んでいらっしゃるようところでございます。使い方につきましては、インフラ整備ということでお話も以前させていただいておりますが、約7割半から8割ぐらいが水道施設、道路整備のほうの振り分けというふうに考えております。なので、残り1割強が観光振興というものに使用していかうかというふうに考えております。

インフラ整備につきましては、4,000万のうちの8割弱では単年度で何か事業ができるということはありませんので、基本的にはその7割から8割については基金を設けて積み立てていきたいというふうには考えておりますが、それはまた今後の協議の中でご説明したいと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

あとは、事業者の事務負担ということで、システム導入に関する村からの負担ということで実際考えてはいるのですけれども、事業者から税収をいただいた1,000分の25についてを事業者に対して交付金、または何かしらの支払いで負担をしていただいて、その中で基本的にはシステムの更新でしたり、導入でしたり、そういうものに使っていただくか考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 事業者のシステム、事務負担への支援についてなのですけれども、税収からのその何%という形でお支払いするとすると、例えば事前準備も必要ですね。その部分に対してはどうでしょうか。事業者さん任せになるのか、その辺も確認したいと思えます。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） 他の自治体につきましては、導入年度、初年度につきましては1,000分の30ということで、25でなくて30、その5の分だけ多く負担をしているところが多い状況です。ただ、赤井川村の宿泊税条例につきましては、協議会の中でもこの部分について協議したのですけれども、1,000分の25で問題ないという形で協議はなりましたので、協議の結果その規定に基づいて初年度から1,000分の25で進めていきたいというふうに考えております。事業者の皆さんとしては1,000分の25で対応ができるというようなことでの議員さんからのご発言ありました。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 赤井川村宿泊税条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 赤井川村宿泊税条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第11号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第11号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程いただきました議案第11号につきましてご説明させていただきます。

赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村給水条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管することに伴い、この条例を改正しようとするものでございます。

改正する条例案並びに新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

3ページ目をお開きください。改正要点資料になります。改正内容といたしまして、水道法等の権限を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管することに伴う文言の整理。条例改正による影響は特にございません。

最後に、条例の施行日を令和6年4月1日として申し添え、説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第11号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第12号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第12号についてご説明申し上げます。

改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案について。

村立学校に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、教育委員会からの上申を踏まえ、本村の児童の学習環境を第一に考慮した結果、赤井川小学校1校に統合することが適正であると判断し、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページ目を御覧ください。令和6年1月15日付で教育委員会教育長から提出されました赤井川村立小学校の適正な配置の在り方に関する上申書を添付しております。

6ページ目になります。最終ページになりますけれども、下段、赤井川村教育委員会で検討した結果、1点目として現行小学校2校の規模は、児童の学習環境を第一に考慮すると適正とは言えない。2点目として、村立小学校は字赤井川72番地、赤井川小学校1校に統合することが望ましい。3点目としまして、統合する時期は令和8年4月が望ましいと、

学校統合は当該小学校の児童、保護者、地域住民に多大な影響を及ぼすものですが、未来ある子供たちのために適切な教育環境を提供することが責務であると考え、私立学校に関する条例2条、私立学校の名称及び位置を改正し、私立小学校の適正な配置をお願い申し上げますと上申を受けました。

このことに伴いまして、議案3ページ目となりますが、条例第2条を改正し、私立学校の名称及び位置の規定から都小学校を削除するものです。

終わりになりますが、改正条例は令和8年4月1日を施行日、また教育委員会において条例施行の前においても都小学校の廃止に必要な準備を行うことができる準備行為規定を附則に規定していることを申し上げ、説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号につきましては、小学校適正配置特別委員会へ付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号につきましては、小学校適正配置特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第13号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第13号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

過疎計画変更の理由としましては、事業名、内容の変更によるものであります。

議案1ページ目を御覧ください。変更の概要についてご説明させていただきます。1点目は、公園管理に関してです。生活環境の整備に上下水道、公営住宅などのほかに新たに公園を位置づけ、高齢化、人口減少による労働力不足を要因として効率的な公園の管理手法を検討する必要があるということを新たに規定、追加しております。

また、公園管理の省力化、効率化及びゼロカーボンに資する取組として公園の管理作業の大きな割合を占める草刈り業務につきまして、ICTの活用による効率化と化石燃料の削減によるゼロカーボンの取組を推進する事業内容を追加しております。

2点目は、廃棄物処理に関してですが、事業計画を現在の内容に変更するため、北しりべし広域クリーンセンターの改修等の実施について追加をしているものでございます。

なお、議案2ページ目になりますが、今回の過疎計画変更に当たっては、本年1月24日付で北海道知事へ協議を行い、2月20日に協議を終了していることを申し上げ、ご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第13号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第13号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号ないし日程第15 議案第18号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

この際、日程第11、議案第14号から日程第15、議案第18号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）、日程第12、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程

第13、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第15、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたしたいと思いをします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、補正予算5件について提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、赤井川村一般会計補正予算書でございます。1ページをお開きください。議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第13号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,090万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,519万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の歳入の款の欄中「21 村債」を「22 村債」とし、「8 自動車税環境性能割交付金」から「20 諸収入」までを1款ずつ繰下げ、「7 地方消費税交付金」の次に「8 自動車取得税交付金」を加える。

第3項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

それでは、歳入に入りたいと思いをします。次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額に151万7,000円を追加し、3億4,295万5,000円に、1項の村民税で3万5,000円の追加、2項固定資産税で9,000円の減額、3項軽自動車税で7万1,000円の減額、5項入湯税で156万2,000円の追加でございます。

続いて、8款自動車取得税交付金、既定額に11万1,000円を追加し、皆増の11万1,000円、自動車取得税交付金でございます。

11款地方交付税、既定額に1,527万3,000円を追加し、11億7,334万2,000円に、1項地方交付税の追加でございます。

13款分担金及び負担金、既定額から154万8,000円を減じ、584万7,000円に、1項負担金の減額でございます。

14款使用料及び手数料、既定額から64万5,000円を減じ、3,179万3,000円に、1項使用料で68万4,000円の減、2項手数料で3万9,000円の追加でございます。

15款国庫支出金、既定額から1,094万1,000円を減じ、3億5,982万7,000円に、1項国庫負担金で1万9,000円の追加、2項国庫補助金で1,094万6,000円の減、3項委託金で1万4,000円の減でございます。

続いて、16款道支出金、既定額に806万2,000円を追加し、9,498万円に、1項の道負担金で2万1,000円の追加、2項道補助金で841万8,000円の追加、3項委託金で37万7,000円の減額でございます。

17款財産収入、既定額に282万1,000円を追加し、1,251万円に、1項財産運用収入で30万7,000円の追加、2項財産売払収入で251万4,000円の追加でございます。

18款寄附金、既定額に4,671万2,000円を追加し、3億4,681万4,000円に、1項寄附金の追加でございます。

19款繰入金、既定額から7,811万9,000円を減じ、4,797万9,000円に、2項の基金繰入金の減でございます。

21款諸収入、既定額から274万9,000円を減じ、7,486万1,000円に、1項の延滞金加算金及び過料で9万7,000円の追加、3項受託事業収入で273万9,000円の減、4項雑入で10万7,000円の減でございます。

22款村債、既定額から2,140万円を減じ、2億7,551万円に、1項村債の減額でございます。

歳入合計、既定額から4,090万6,000円を減じ、29億2,519万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ、歳出でございます。2款総務費、既定額に375万9,000円を追加し、8億1,065万9,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費で854万8,000円の追加、2項徴税费で5万1,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で補正額はございませんが、充当財源の変更でございます。既定額同額の2,931万1,000円に、4項選挙費で471万2,000円の減でございます。5項統計調査費で2万6,000円の減でございます。

3款民生費、既定額から736万8,000円を減じ、3億5,516万5,000円にしようとするものです。1項の社会福祉費で494万円の減、2項児童福祉費で242万8,000円の減です。

4款衛生費、既定額から1,004万2,000円を減じ、3億4,244万7,000円にしようとするものです。1項の保健衛生費でございます。

5款農林水産業費、既定額から136万4,000円を減じ、1億7,278万円に、1項の農業費で104万6,000円の減、2項林業費で31万8,000円の減です。

6款商工費、既定額から559万6,000円を減じ、1億9,886万8,000円に、1項商工費の減でございます。

7款土木費、既定額から1,719万4,000円を減じ、3億5,059万8,000円に、1項土木管理費で5万円の減、2項道路橋梁費で241万1,000円の減、次ページに入ります。4項都市計画費で、これについても補正額はなしで財源内訳の変更でございます。5項住宅費で1,473万3,000円の減でございます。

8 款消防費、既定額から15万4,000円を減じ、1 億6,582万8,000円に、1 項の消防費の減です。

9 款教育費、既定額から280万円を減じ、2 億1,941万1,000円に、1 項の教育総務費で55万3,000円の減、2 項小学校費で12万9,000円の減、3 項中学校費で56万4,000円の減、4 項社会教育費で42万9,000円の減、5 項保健体育費で112万5,000円の減でございます。

10 款災害復旧費、既定額から19万3,000円を減じ、1,671万2,000円に、1 項の公共土木施設災害復旧費の減でございます。

12 款予備費、既定額に4万6,000円を追加し、113万1,000円に、1 項予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額から4,090万6,000円を減じ、歳入同額の29億2,519万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、6 ページに入ります。第2表、繰越明許費。款、項、事業名、金額でご説明いたします。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費で、社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務で434万円、社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務で308万円。4 款衛生費、1 項保健衛生費、下水道広域化推進総合事業構成町村負担金で4,324万4,000円。5 款農林水産業費、1 項農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金で555万1,000円、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金で324万6,000円。6 款商工費、1 項商工費、カルデラ温泉インバーター設置工事193万6,000円。7 款土木費、3 項住宅費、村営中央団地外部個別改善改修工事2,970万円。合計で9,109万7,000円でございます。

続いて、7 ページに入ります。第3表、債務負担行為。事項、期間、限度額でご説明します。赤井川村むらバス運行業務、令和5年から令和6年度で1,845万3,000円、赤井川村山村活性化支援センター指定管理業務、期間は上段と同じくで560万円、赤井川村デイサービスセンター指定管理業務、期間は上段と同じで3,114万6,000円、日常生活支援総合事業、期間は上段と同じで26万8,000円、地域包括支援センター運營業務、期間は上段と同じで3,471万6,000円、生活支援体制整備事業、期間は上段と同じで876万5,000円、高齢者世帯付住宅援助員派遣事業、期間は上段と同じで397万1,000円、火葬場管理業務、期間は上段と同じで489万5,000円、資源リサイクル分別収集業務、期間は上段と同じで539万円、次ページに入ります。8 ページです。一般廃棄物収集業務、期間は令和5年から令和6年度、1,584万円、最終処分場管理業務、上段と同じで2,090万円、経営体育成強化資金利子補給、期間は令和5年から令和7年度、3万7,000円、道の駅あかいがわ指定管理業務、期間は令和5年から令和6年で3,119万2,000円、赤井川村構造改善センター指定管理業務、期間は上段と同じくして1,334万円、生活改善センター管理業務、期間は上段と同じくして583万円、体育館管理業務は期間は上段と同じくして731万5,000円。合計で2億765万8,000円でございます。

続いて、9 ページに入ります。第4表、地方債補正でございます。それぞれ変更になった部分のみご説明をさせていただきます。まずは、起債の目的としまして過疎対策事業債

の上段から4本目の下水道広域化推進総合事業施設整備事業につきましては、補正後20万減額で7,660万円。続いて、下段の水利施設等保全高度化事業、補正後は420万円減額で550万円。2つ飛びまして、基幹水利施設管理事業、既定額に80万円を追加して660万円。下段の土づくり対策事業補助金、既定額から710万円を減じ、90万円。次、下段の山村活性化支援センター指定管理業務、既定額から210万円を減じ、40万円。計としまして、1,280万円を減じ、2億310万円でございます。

続いて、中段の公営住宅建設事業債、村営中央団地個別改善改修工事等につきましては、既定額から600万円を減じ、2,320万円に。

続きまして、公共施設等適正管理推進事業債でございます。上段の役場庁舎電気暖房用変圧器取替え事業につきましては、皆減のゼロでございます。トータルで260万円減の160万円。

地方債補正合計で既定額から2,140万円を減じ、2億7,551万円に、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりとしております。

今回の補正予算、歳入については自動車取得税交付金を新規に計上、地方交付税の臨時経済対策費分などの再算定で増額、あとふるさと納税寄附金の実績による増額、道支出金の増額として土木費の補助金、あと農林水産業費の補助金の増額となっております。

歳出につきましては、主なものとしては一般管理費、寄附額の実施に伴うふるさと納税関連経費について増額しております。あと、財政調整基金費について増額しております。あと、農業振興費について担い手確保経営強化支援事業及び施設園芸生産基盤緊急支援事業など新規、10分の10の道補助金財源によるものの増額をしております。あと、予備費を4万6,000円増額しているというものが主な補正の内容でございます。

詳細については、副村長、担当課長のほうから説明をさせます。

なお、A4の1枚物で令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業案というものを添付しておりますので、後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

続きまして、令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書についてご説明します。

1ページをお開きください。議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款後期高齢者医療保険料、既定額に16万3,000円を追加し、983万円に、1項の後期高齢者医療保険料の追加でございます。

2款使用料及び手数料、既定額に1,000円を追加し、2,000円に、1項の手数料の追加。

3款繰入金、既定額から1,000円を減じ、930万7,000円に、1項の一般会計繰入金の減でございます。

歳入合計、既定額に16万3,000円を追加し、1,939万3,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から補正額はなしで同額の157万5,000円でございます。財源の移動により補正額はゼロですけれども、財源充当についての変更でございます。2項の徴収費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に16万3,000円を追加し、1,761万6,000円に、1項の後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に16万3,000円を追加し、1,939万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書でございます。

1ページをお開きください。議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,797万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、既定額に4万円を追加し、2,539万9,000円に、1項国民健康保険税の追加でございます。

2款使用料及び手数料、既定額から3,000円を減じ、1万円に、1項手数料の減でございます。

4款繰入金、既定額から227万4,000円を減じ、1,646万2,000円に、1項他会計繰入金の減です。

6款諸収入、既定額に373万円を追加し、373万5,000円に、1項延滞金及び過料で8万7,000円の追加、3項雑入で364万3,000円の追加でございます。

歳入合計、既定額に149万3,000円を追加し、4,797万4,000円にしようとするものでございます。

次ページ、歳出です。1款総務費、既定額から13万円を減じ、4,327万8,000円に、1項総務管理費で8万7,000円の減、2項徴税費については充当財源の移動、3項審議会費につきましては4万3,000円の減。

2款基金積立金、既定額に162万3,000円を追加し、399万円に、1項基金積立金162万3,000円の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の149万3,000円を追加し、4,797万4,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書でございます。

議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,409万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

次ページに入ります。歳入、2款繰入金、既定額から95万2,000円を減じ、5,352万9,000円に、1項一般会計繰入金の減額です。

4款諸収入、既定額から86万円を減じ、2,572万4,000円に、1項雑入の減です。

歳入合計、既定額から181万2,000円を減じ、1億1,409万2,000円にしようとするものです。

次ページに入ります。歳出、2款営繕費、既定額から181万2,000円を減じ、8,747万4,000円に、1項営繕費の減です。

歳出合計、既定額から歳入同額の181万2,000円を減じ、1億1,409万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額順にご説明します。水道施設水質等管理業務、期間は令和5年から令和6年度、2,325万4,000円でございます。

詳細については、担当課長よりご説明させます。

続いて、最後になります。令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書に入ります。

議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）。

令和5年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,296万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億423万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

次ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、既定額から621万円を減じ、1,449万円に、1項国庫補助金の減でございます。

4款繰入金、既定額から75万5,000円を減じ、5,452万1,000円に、1項一般会計繰入金の減です。

7款村債、既定額から600万円を減じ、2,260万円に、1項村債の減です。

歳入合計、既定額から1,296万5,000円を減じ、1億423万7,000円にしようとするものでございます。

次ページです。歳出、2款営繕費、既定額から1,296万5,000円を減じ、7,375万6,000円に、1項の営繕費の減です。

歳出合計、既定額から歳入同額の1,296万5,000円を減じ、1億423万7,000円にしようとするものでございます。

続いて、債務負担行為について、次ページに入ります。第2表、債務負担行為、事項、期間、限度額でご説明します。あかいがわアクアクリーンセンター管理業務、期間、令和5年度から令和6年度、2,612万5,000円でございます。

続きまして、5ページ目、第3表、地方債補正でございます。下水道事業債につきまして、あかいがわアクアクリーンセンター水処理施設負担金でございます。ここにつきましては、補正後の額でご説明します。限度額が1,350万円、それと公共下水道町内東線管渠新設工事につきましては、補正後700万円、合計で2,050万円、地方債トータルで2,260万円ということで、起債の方法、利率、償還の方法については従前と変更がございません。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

以上、補正予算について5件の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） ここで若干休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和5年度一般会計補正予算（第13号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の12ページ目をお開きください。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人、既定額に3万5,000円を追加し、4,509万2,000円に、これは賦課実績による増減でございます。

同じく12ページ中段、1款2項固定資産税、1目固定資産税、既定額から9,000円を減じ、2億6,830万3,000円に、これも賦課実績による増減でございます。

同じく12ページ中段、1款3項軽自動車税、1目軽自動車税、既定額から7万1,000円を減じ、430万7,000円に、こちらも賦課実績による減でございます。

同じく12ページ下段、1款5項入湯税、1目入湯税、既定額に156万2,000円を追加し、299万7,000円に、これは利用者の増によるものでございます。

続いて、13ページ、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、11万1,000円の新規計上でございます。

続いて、14ページです。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に1,527万3,000円を追加し、11億7,334万2,000円に、これは普通交付税の追加交付による増でございます。主に国において再算定されたことが増員の主な要因でございます。

続いて、15ページ、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に5万3,000円を追加し、139万9,000円に、これは実績による増減でございます。

同じく15ページ中段、13款1項2目農林水産業費負担金、既定額から160万1,000円を減じ、444万8,000円に、これは事業費の確定による事業者負担金の減額でございます。

続いて、16ページに移ります。14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、既定額に10万2,000円を追加し、61万7,000円に、これは村直営管理時における山村活性化支援センターの使用実績による増額でございます。

同じく16ページ中段、14款1項2目衛生使用料、既定額から6,000円を減じ、49万2,000円に、これは利用実績による増減でございます。

同じく16ページ下段、14款1項3目農林水産使用料、既定額から56万5,000円を減じ、136万5,000円に、これは利用実績見込みによる減でございます。

続いて、17ページ、14款1項4目商工使用料、既定額から21万5,000円を減じ、95万9,000円に、これは都運動公園及びみやこ公園使用料の利用実績等による減額でございます。

同じく17ページ中段、14款2項手数料、1目総務手数料、既定額に4,000円を追加し、78万円に、これは実績見込みによる増額でございます。

同じく17ページ下段、14款2項3目農林水産手数料、既定額に3万5,000円を追加し、14

万4,000円に、これは実績見込みによる増額でございます。

続いて、18ページです。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に1万9,000円を追加し、4,456万円に、これは負担金確定による増減でございます。

同じく18ページ中段から19ページにかけて15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から18万円を減じ、2億4,133万3,000円に、これは社会保障・税番号制度システム整備補助金については補助金の確定による増、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金については額の確定による減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については低所得者世帯支援の追加配分による増額などがございます。

続いて、19ページ下段、15款2項2目民生費国庫補助金、既定額から359万3,000円を減じ、529万円に、これは額の確定による減額でございます。特に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金については、接種者数の減少と北後志ワクチン接種コールセンター委託料の減少により大幅な減額となりました。

同じく19ページ下段、15款2項3目衛生費国庫補助金、既定額に12万4,000円を追加し、102万3,000円に、これは各種事業費の確定による増減でございます。

続いて、20ページです。15款2項4目土木費国庫補助金、既定額から729万7,000円を減じ、6,693万5,000円に、内訳は交付金の額の確定による減額でございます。

同じく20ページ中段、15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から1万4,000円を減じ、45万4,000円に、内訳は委託費の額の確定による減額でございます。

続いて、21ページ、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に2万1,000円を追加し、2,698万7,000円に、内訳は道負担金の額の確定による増額でございます。

同じく21ページ中段、16款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額から25万9,000円を減じ、174万2,000円に、内訳は補助金の額の確定による減額と地域づくり総合交付金で福祉灯油支給費が交付対象となったことによる新規計上でございます。

同じく21ページ中段、16款2項3目衛生費道補助金、既定額から1万5,000円を減じ、20万9,000円に、内訳は補助金の額の確定による減額でございます。

同じく21ページ中段、16款2項4目農林水産業費道補助金、既定額に669万2,000円を追加し、4,819万1,000円に、内訳は各種道補助金の額の確定による増減及び新規計上でございます。新規事業につきましては、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

同じく21ページ下段、16款2項5目商工費道補助金、既定額に70万円を追加し、170万円に、内訳は地域づくり総合交付金の増額で、観光プロモーション事業の補助対象経費が確定したことによる計上でございます。

続いて、22ページに移ります。16款2項6目土木費道補助金130万円の新規計上でございます。内訳は、地域づくり総合交付金の新規計上で、景観計画策定業務が補助対象経費となったことによる計上でございます。

同じく22ページ中段、16款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から26万円を減じ、325万3,000円に、内訳は委託金の額の確定による増減でございます。

同じく22ページ下段、16款3項3目農林水産業費委託金、既定額から11万7,000円を減じ、52万1,000円に、内訳は委託金の額の確定による減額でございます。

続いて、23ページです。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、既定額に20万7,000円を追加し、752万7,000円に、内訳は北海道新幹線工事等による敷地の貸付期間の更新による増額及び道営工事事務所敷地貸付料の新規計上でございます。

同じく23ページ中段、17款1項2目利子及び配当金、既定額に10万円を追加し、69万8,000円に、内訳は各種基金利子の確定による増額と株式会社配当金の新規計上などによるものがございます。

同じく23ページ下段、17款2項財産売払収入、1目不動産売払収入、既定額に251万4,000円を追加し、428万4,000円に、内訳は北海道新幹線トンネル工事による伐採による立木補償の代金の新規計上と村有林間伐工事による搬出木材売払額の確定による増額でございます。

続いて、24ページです。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に4,590万円を追加し、3億4,600万1,000円に、内訳はふるさと納税の額の減額見込みと企業版ふるさと納税による増でございます。

同じく24ページ中段、18款1項2目指定寄附金、既定額に81万2,000円を追加し、81万3,000円に、内訳は実績見込みによる増で、2月末現在6件で81万3,532円の寄附がございました。

続いて、25ページ、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から5,790万円を減じ、2,100万円に、内訳は歳入不足の縮減による減額でございます。

同じく25ページ中段、19款2項2目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から137万3,000円を減じ、208万4,000円に、内訳は歳出事業費の確定による減額でございます。

同じく25ページ中段、19款2項3目森林環境譲与税基金繰入金、既定額に8万円を追加し、261万9,000円に、内訳はこちらも歳出事業費の確定による増額でございます。

同じく25ページ中段、19款2項4目減債基金繰入金、既定額から2,000万円を減じ、1,000万円に、内訳は歳入不足の縮減による減額でございます。

同じく25ページ中段、19款2項6目畑地かんがい排水施設管理基金繰入金、既定額に127万6,000円を追加し、127万9,000円に、内訳は事業費の確定による増額でございます。

同じく25ページ下段、19款2項8目農産物価格安定基金繰入金、既定額から20万2,000円を減じ、279万8,000円に、内訳は肥料高騰対策事業費の確定による減額でございます。

続いて、26ページです。21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、既定額に9万7,000円を追加し、9万8,000円に、内訳は実績による増額でございます。

同じく26ページ中段、21款3項2目後志広域連合受託事業収入、既定額から273万9,000円を減じ、4,081万5,000円に、内訳は介護地域包括事業受託料の額の確定による減額でございます。

同じく26ページ中段、21款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費

高額療養費、既定額に1万1,000円を追加し、15万1,000円に、内訳は実績見込みの増による増額でございます。

同じく26ページ中段、21款4項3目宝くじ交付金収入、既定額から62万5,000円を減じ、295万5,000円に、内訳は交付金の額の確定による減額でございます。

同じく26ページ下段、21款4項5目雑入、既定額に50万7,000円を追加し、3,049万4,000円に、内訳は人材育成に係る助成金等の新規計上のほか、実績見込みによる増減でございます。

続いて、28ページに移ります。22款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から1,280万円を減じ、2億310万円に、内訳は各種事業費の額の確定による増減でございます。

同じく28ページ中段、22款1項2目公営住宅建設事業債、既定額から600万円を減じ、2,320万円に、内訳は各種業務工事完了に伴う事業確定による減額でございます。

同じく28ページ中段、22款1項7目公共施設等適正管理推進事業債、既定額から260万円を減じ、160万円に、内訳は役場庁舎電気暖房用変圧器取替え事業が道との協議の中で対象とならないと判断されたことによる皆減でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

29ページから30ページにかけてです。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に879万8,000円を追加し、4億1,594万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、歳入説明にもありましたが、ふるさと納税の増加に伴う11節役務費のふるさと納税募集代行、決済に係る費用などを増額するとともに、12節委託料についてはむらバスの利用者増加に伴う運賃収入の確保に伴い、運行委託料の減額を行おうとするものです。また、18節負担金補助及び交付金については、建設課に配属している北海道からの派遣職員に関する赴任旅費及び勤勉手当相当額の負担金として新たに54万5,000円を計上するとともに、25節寄附金については令和6年能登半島地震に対する災害義援金として新たに50万円を計上し、日本赤十字社を通じて被災地へお届けしようとするものです。

次に、31ページへ進みます。4目財産管理費、既定額から148万4,000円を減額し、670万9,000円にしようとするもので、村有林育成事業に係る費用、公会計整備費、さくら・もみじ基金事業費の執行残を減額するものです。

5目財政調整基金費、既定額に599万9,000円を追加し、5,334万円にしようとするものです。補正内容は、歳入説明にもありました普通交付税の再算定による1,527万3,000円の増加分のうち599万8,000円については臨時財政対策債の償還に要する費用として算定されていることから、新たに減債基金の積立金として計上するものです。

続きまして、32ページ中段から33ページへ移ります。8目企画費、既定額から372万3,000

円を減額し、2億1,954万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料においてカルデラ温泉熱利用設備導入効果検証業務ほかゼロカーボンビレッジ推進調査業務委託料など執行残202万1,000円、14節工事請負費、カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事の執行残として137万5,000円を減額するものです。なお、カルデラ温泉の熱利用につきましては、設備導入が完了し、2月22日に源泉を切り替え温泉熱利用のモニタリングを開始しておりますことを申し添えます。

9目庁舎管理費、既定額に44万8,000円を追加し、1,585万2,000円にしようとするもので、電気料を増額するものです。

33ページ下段から34ページ中段へ進みます。10目集会施設管理費、既定額から4万8,000円を減額し、1,107万7,000円にしようとするもので、各施設の管理費用等の執行残を減額するものです。

35ページ中段から37ページ中段に移ります。2款4項選挙費、2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、既定額から40万7,000円を減額し、161万4,000円とするもので、選挙執行に伴う執行残を減額するものです。

次に、3目村長及び赤井川村議会議員選挙費、既定額から430万5,000円を減額し、187万5,000円とするもので、選挙執行に伴う執行残を減額するものです。

続きまして、60ページ目をお開きください。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、既定額から15万4,000円を減額し、582万8,000円にしようとするもので、ハザードマップ作成業務委託料ほか執行残を減額するものです。

続きまして、66ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に4万6,000円を追加し、113万1,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、67ページ以降に債務負担行為に関する調書及び補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課所管歳出予算についてご説明いたします。

31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、既定額から24万2,000円を減額し、195万6,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬で活動実績により22万2,000円を減額、32ページに移ります。7節報償費で2万円の執行残を減額するものです。

34ページをお開きください。2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費、既定額から120万円を減額し、562万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で低所得世帯支援給付金の執行残を減額するものです。

同ページ下段になります。2款2項徴税費、1目税務総務費、既定額から9,000円を減額

し、97万円にしようとするものです。内訳は、7節報償費で9,000円の執行残を減額しようとするものです。

35ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費、既定額から4万2,000円を減額し、1,214万9,000円にしようとするものです。既定額から4万2,000円を減額し、1,214万9,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で実績により軽自動車税徴収取扱費交付金の執行残を減額するものです。

同ページ中段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正ではありませんが、財源の内訳で、国庫支出金で219万8,000円の増額、一般財源で219万8,000円を減額するものです。内容は、社会保障・税番号システム整備の国庫補助金額が確定したこと等による歳入の増になるものです。

37ページをお開きください。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額から2万6,000円を減額し、17万7,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬で調査員報酬を減額するものです。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。なお、補正額の大きいものや新規計上するものを主にご説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

38ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から403万4,000円を減額し、1億2,894万3,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を補正するもののほか、保健福祉推進会議において委員報酬及び旅費の減、12節で28万8,000円の減、これは総合福祉計画策定業務、保健福祉課所管除雪業務及び草刈り業務委託料の執行残と障害者地域生活支援事業委託料の契約変更に伴う増でございます。19節扶助費で324万円の減、これは歳末見舞金、福祉灯油支給費、障害者福祉に関わる介護給付費訓練等の給付費の実績と見込みによるものでございます。21節補償補填及び賠償金で80万3,000円を新規計上、これは北後志地域相談支援事業委託業務に関わる過年度分、消費税分を補償するものでございます。22節償還金利子及び割引料で121万4,000円増、これは障害者総合支援事業費補助金過年度分の返還金を計上するものでございます。27節繰出金で国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴い減額となるものです。

次に、40ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費、既定額から8万8,000円を減額し、1,516万8,000円にしようとするものです。内訳は、8節旅費、10節需用費、11節役務費について実績により減額、12節委託料で緊急通報システム委託料及び高齢者地域ケア推進事業委託料で12万4,000円の執行残、17節備品購入費で9万2,000円を高齢者緊急通報システム用ガス漏れ警報器更新8台分の新規計上、24節敬老福祉基金積立金33万円を新

規計上するものです。

3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額に2,000円を増額し、194万2,000円にしようとするものです。内訳は、11節、ひとり親家庭医療費審査支払手数料を増額するものです。

3款1項4目社会福祉施設費、既定額から8万8,000円を減額し、602万8,000円にしようとするものです。内訳は、寿住宅解体工事の執行残を減額するものです。

3款1項5目後期高齢者医療費、既定額から1,000円を減額し、1,852万円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療特別会計の繰入金予算減額に伴い、繰出金を減額するものです。

3款1項6目介護保険事業費、既定額に26万1,000円を増額し、7,093万2,000円にしようとするものです。主な内訳は、10節需用費でデイサービスセンターボイラー設備修理代として22万円の増、17節、デイサービスセンター重油タンク検尺棒の購入費としまして6万1,000円を新規計上するものです。

42ページをお開きください。3款1項7目地域支援事業費、既定額から99万2,000円を減額し、4,681万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節、シルバーハウジング電気料の減、12節で主に地域包括支援センター運營業務委託料、高齢者世話付住宅援助員派遣事業業務委託料の執行残を減額するものです。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額から279万4,000円を減額し、2,751万3,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を減額するものです。

3款2項2目乳幼児医療費、既定額に32万円を増額し、379万円にしようとするものです。内訳は、11節、乳幼児医療、審査支払い手数料及び19節、乳幼児医療費の実績により増額するものです。

3款2項3目保育所運営費、既定額に4万6,000円を増額し、2,245万1,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川へき地保育所の電話機と身長計を新たに購入するものでございます。

44ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から108万4,000円を減額し、3,320万5,000円にしようとするものです。内訳は、支給実績による人件費を減額するもののほか、17節備品購入費の執行残を減額するものでございます。

次に、45ページから46ページまでになります。4款1項2目予防費、既定額から328万円を減額し、1,576万9,000円にしようとするものです。内訳は、12節で基本健康診査委託料100万2,000円の執行残の減、健康管理システム改修業務委託料28万4,000円の新規計上、18節で北後志新型コロナウイルスワクチン共同接種体制整備負担金256万2,000円の執行残を減額するものでございます。

4款1項3目環境衛生費、既定額から555万8,000円を減額し、2億5,308万5,000円にしようとするものです。主な内訳は、11節、鉄くず等リサイクル処理手数料41万2,000円の執

行残、12節、火葬場管理委託料、一般廃棄物収集委託料、最終処分場管理委託料、資源リサイクル分別収集委託料、鉄くず等処理委託料及び蜂の巣撤去委託料の執行残、合わせて291万3,000円を減額、13節、重機借り上げ料、15節原材料費の皆減、18節、下水道広域化推進総合事業構成町村負担金の執行残を減額、27節繰出金で170万7,000円の減額、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴うものでございます。

47ページになります。4款1項4目診療所費、既定額に5万4,000円を増額し、2,976万3,000円にしようとするものです。主な内訳は、10節需用費で電気料、灯油代の実績と見込みにより増額するもの、12節、診療設備保守点検、消防設備点検委託料の執行残を減額するものです。

4款1項5目健康支援センター費、既定額から17万4,000円を減額し、1,062万5,000円にしようとするものです。内訳につきましては、健康支援センター、灯油代を実績と見込みにより減額するものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 昼食休憩取ります。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

48ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から53万2,000円を減額して448万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、10節需用費で消耗品の増額のほかは執行実績に基づきまして各節を減額整理しようとするものでございます。

続きまして、48ページ下段から49ページになりますが、2目農業総務費、既定額から52万7,000円を減額して4,708万円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきましては1節から4節まで、人件費について35万2,000円の減額、細目2、農業調査費、細目3、農村後継者育英対策費、細目4の経営所得安定対策事業費に関しましても執行実績に基づきまして各節を減額整理しようとするものでございます。

49ページ下段から50ページに参ります。3目農業振興費、既定額に568万7,000円を追加して3,986万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目2の農業振興対策費におきましては18節負担金補助及び交付金で村の農業振興対策各事業補助金の実績確定に

よる減額、このほか、細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費、細目4、農業次世代人材投資事業費は対象者の交付額確定によりまして18節負担金補助及び交付金を合わせて164万5,000円を減額するものでございます。細目6の肥料価格高騰対策事業費につきましては、国の対策7割に村が独自に2割上乘せする事業でございました。財源といたしまして、農産物価格安定基金を繰入れし、実績といたしましては生産者55名に279万7,900円を交付いたしました。事業実績に基づきまして、18節負担金補助及び交付金で20万2,000円の減額でございます。また、新たに細目7、担い手確保・経営強化支援対策事業費、細目8、施設園芸生産基盤緊急支援事業費を新規設定し、計上しております。細目7の担い手確保事業につきましては、農業機械の導入により農作業省力化や環境負荷軽減を図る取組などを対象として助成されるもので、1名が採択を受けました。事業費の2分の1以内の助成となっており、18節負担金補助及び交付金で555万1,000円の新規計上、この助成金は北海道から村会計を経由して交付されるもので、村からの持ち出しはありません。なお、国の補正予算対応のため、令和6年度への繰越事業となっております。細目8の施設園芸生産基盤緊急支援事業費ですが、資材価格の高騰や気候温暖化による猛暑対策など施設園芸農家の生産基盤を支援するもので、ビニールハウスの遮光ネットや外張りフィルムなどの取組に村内生産者19名、総額約650万円の2分の1以内の助成となっておりまして、18節負担金補助及び交付金で324万6,000円の新規計上、こちらも北海道から村会計を経由して交付されるものでございます。

続いて、51ページ中段になります。4目畜産業費、既定額から5,000円を減額して28万6,000円にしようとするものです。補正内容は、執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

続いて、下段になります。5目農地費、既定額から467万6,000円を減額して2,304万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、18節負担金補助及び交付金におきまして道営農地基盤整備事業に関わる地元負担金451万9,000円の減額のほかは各事業の執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。なお、道営事業に関しましては、本年度約9,400万円の事業の執行となったところでございます。道営事業として執行しております。

続いて、52ページ中段に参ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、既定額から2万円を皆減しようとするものでございます。これは、今年農地中間管理事業などの対象事業の執行がなかったことから整理しようとするものでございます。

続いて、7目農業振興センター管理費、既定額から24万9,000円を減額して1,116万円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費の修繕費、17節備品購入費で執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

下段になります。8目地籍調査成果管理費、既定額から39万9,000円を減額して286万円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で地籍、地番の異動修正を行う地籍成果管理事業費で26万4,000円の減額のほかは各節の執行実績に基づきまして減額整理しようとするものでございます。

53ページ中段になります。9目水利施設管理費、既定額から32万5,000円を減額して2,525万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、ダム施設及び畑かん施設の管理に関わって執行実績に基づき旅費から17節の備品購入費まで減額整理しようとするものでございます。また、細目2の畑かん施設管理事業費におきましては、24節積立金で利用者から徴収する今年度の畑かん使用料から執行経費を差し引いた79万3,000円及び基金の利子増額分2万4,000円、総額81万7,000円を畑地かんがい排水施設管理基金の積立金に措置しようとするものでございます。

同じく53ページ下段から54ページになりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額から31万8,000円を減額して1,874万4,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の林業振興費、細目3の有害鳥獣駆除費ともに執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

55ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から176万7,000円を減額して3,297万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目3の新型コロナウイルス感染症対応事業費で実施しました地域生活応援クーポン事業費の執行残として10節の需用費の印刷製本費、委託料合わせて184万2,000円の減額のほかは執行実績に基づきまして整理しようとするものでございます。

同じく55ページ下段から66ページになりますが、2目観光費、既定額から57万7,000円を減額して4,608万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、今年度実施しました観光プロモーション事業で実施した観光パンフレット、観光ポスター、各種イベント参加に係る経費を執行実績に基づきまして減額整理しようとするものでございます。

続いて、56ページ中段から57ページに参ります。3目小公園管理費、既定額から166万3,000円を減額して4,067万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、公園維持管理に係る経費といたしまして10節需用費、11節役務費、12節委託料に関しまして執行実績に伴いまして整理しようとするものでございます。

続いて、57ページ中段になります。4目保養センター費、既定額から158万9,000円を減額して7,912万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料では当初設備工事に伴い、必要な温泉休館期間を半月程度予定しておりましたが、2日間の休館で設備工事を行うことができたため、当初予定しておりました休館補償費106万3,000円を減額、10節需用費の修繕費につきましても休館が短縮されたということで、予定していた修繕の一部を新年度の対応としたいというふうに考えておきまして、59万2,000円の減額、14節工事請負費では6月に契約いたしました温泉、体育館の熱交換器等の整備の工事において、当初半導体資材の納期遅延が原因で9月に設計変更によって工事費を減額しておりますが、このたび企業版ふるさと納税を財源に繰越明許費によってインバーターの導入工事を実施するを取り進めたく、改めて193万6,000円を新規計上しようとするものでございます。

以上で農業委員会、産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計補正予算歳出について説明させていただきます。

58ページをお開きください。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から5万円を減じて1,323万6,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費1万5,000円の皆減、26節公課費3万5,000円の皆減です。これは、公用車購入によるものです。

続きまして、7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額から125万4,000円を減じて1億3,345万1,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料3万3,000円、執行残による減額、14節工事請負費122万1,000円、執行残による減額でございます。

続きまして、7款2項2目道路新設改良費、既定額から115万7,000円を減じて4,083万3,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料1万3,000円の増額、16節公有財産購入費58万5,000円の皆減、59ページ、21節補償補填及び賠償金58万5,000円の皆減となっております。

続きまして、7款4項都市計画費、1目景観形成推進費、こちらにつきましては財源内訳130万円の変更となっております。

続きまして、7款5項住宅費、1目住宅管理費、既定額から1,473万3,000円を減じて1億27万5,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料3,000円の増額、4節共済費1,000円の増額、12節委託料55万円、執行残による減額、14節工事請負費1,118万7,000円、執行残による減額、18節負担金補助及び交付金300万円、こちらは未執行による減額となっております。

続きまして、65ページをお開きください。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額から19万3,000円を減じて1,671万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費1万7,000円、執行残による減額、14節工事請負費14万3,000円、執行残による減額、15節原材料費3万3,000円、執行残による減額でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算歳出につきまして説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の61ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から55万3,000円を減額し、6,500万8,000円にしようとするものです。内訳は、主に実績の推計によって会計年度任用職員人件費を減額するもののほか、高校生就学支援助成金の必要額が確定したことに伴い整理をしようとするものです。

次に、同ページ下段を御覧ください。9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額から12万9,000円を減額し、2,477万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で都

小学校の小規模修繕費を増額しようとするもののほか、各委託料の執行残を整理したものでございます。

続いて、62ページをお開きください。9款2項2目教育振興費、こちらは予算額に移動はないのですけれども、財源内訳が変更となっているものです。内容につきましては、学校教育に役立ててほしいということで指定寄附金をいただいた部分がこちらに計上されているところでございます。

次に、同ページ中段を御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額から9万4,000円を減額し、1,341万1,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で実績による推計により不足が見込まれる燃料費を増額しようとするもののほか、各委託料の執行残を整理したものでございます。

続いて、9款3項2目教育振興費、既定額から65万8,000円を減額し、2,132万円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で冬季の中体連全道大会が終了し、補助金額が確定したことにより整理するもののほか、今年度は全国大会出場がかなわなかったことにより全国大会出場補助金を皆減とするものです。また、こちらも小学校費と同様に一部財源内訳が指定寄附金により変更となっております。

続いて、63ページを御覧ください。9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額から42万9,000円を減額し、847万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で生活改善センター小規模修繕費の増額と各委託料の執行残を整理したものでございます。

続きまして、同ページ下段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額から83万9,000円を減額し、2,074万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で村営プールの燃料費が、こちら夏期の使用のみで今後利用する見込みがないことから、不用額となるものを減額するもののほか、実績推計によってこちらは不足が見込まれる村体育館の電気料金予算の増額並びに山村広場の小規模修繕費、こちら屋外の自動点滅器が故障しておりまして、こちらの交換、修繕費の必要額を増額しようとするもののほか、こちらも各委託料の執行残を整理したものととなっております。

続いて、64ページをお開き、中段を御覧ください。9款5項3目学校給食費、既定額から28万6,000円を減額し、2,739万7,000円にしようとするものです。内訳につきましては、こちら1月の臨時議会でもお話触れていたのですけれども、食材費の高騰によって児童生徒給食費及び準要保護給食扶助費の増額について整理したもののほか、この増額のほかに年度途中で児童生徒の人数が減っている部分がありまして、こちらの部分の減少分のほうが多かったため、トータルとしては28万6,000円の減額となっているところでございます。また、学校給食費でも一部財源内訳が変更となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する見込みとなっていることでこのような計上になっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、既定額に16万3,000円を追加し、983万円にしようとするものです。内訳は、保険料現年度分の収入実績により増額するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、既定額に1,000円を増額し、2,000円にしようとするものです。内訳は、保険料の督促手数料を収入実績見込みにより増額するものです。

8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から1,000円を減額し、930万7,000円にしようとするものです。一般会計繰入金を減額するものです。

3、歳出、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、こちらは財源内訳を補正するもので、歳入において督促手数料の増額に伴い、特定財源のその他を1,000円増額し、一般財源1,000円を減額するものです。

10ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に16万3,000円を追加し、1,761万6,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い増額しようとするものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額に4万円を追加し、2,539万3,000円にしようとするものです。内訳は、現年度課税分の賦課税額確定と収入見込みにより減額するもの及び滞納繰越分の収入実績により増額するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、既定額から3,000円を減額し、1万円にしようとするものです。国民健康保険税督促手数料現年度分の収入見込みにより減額するものです。

8ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から227万4,000円を減額し、1,646万1,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険基盤安定繰入金の額の確定による増額及びその他一般会計繰入金額を減額するものです。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、既定額に8万7,000円を増額し、8万8,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税延滞金の収納見込みにより増額する

ものです。

6款3項雑入、3目広域連合支出金、既定額に364万3,000円を追加し、364万4,000円にしようとするものです。内訳は、令和4年度分分賦金の確定により増額するものでございます。

10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から8万7,000円を減額し、527万2,000円にしようとするものです。内訳は、17節、パソコン購入費の執行残を減額するものです。

1款2項徴税费、1目賦課徴収費、こちらは財源内訳を補正するもので、歳入において督促手数料の減額に伴い、特定財源のその他を3,000円減額し、一般財源3,000円を増額するものです。

1款3項審議会費、1目審議会費、既定額から4万3,000円を減額し、1万4,000円にしようとするものです。内訳は、審議会開催実績に伴い、不要となる額を減額しようとするものです。

2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、既定額に162万3,000円を増額し、399万円にしようとするものです。内訳は、財政調整基金を増額するものです。

12ページから補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）について説明させていただきます。

7ページを御覧ください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から95万2,000円を減じて5,352万9,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の減額でございます。

8ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から86万円を減じて2,572万4,000円にしようとするものです。内訳は、1節雑入の減額でございます。これにつきましては、都地区簡易水道配水管仮移設に伴う補償費の減額でございます。

9ページを御覧ください。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から181万2,000円を減じて8,747万4,000円にしようとするものです。内訳は、2節委託料130万6,000円、執行残による減額でございます。14節工事請負費50万6,000円、執行残による減額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）について説明させていただきます。

8ページを御覧ください。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費

国庫補助金、既定額から621万円を減じて1,449万円にしようとするものです。内訳は、1節公共下水道補助金の減額でございます。

9ページを御覧ください。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から75万5,000円を減じて5,452万1,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の減額でございます。

10ページを御覧ください。7款村債、1項村債、1目下水道事業債、既定額から600万円を減じて2,050万円にしようとするものでございます。内訳は、1節下水道事業債の減額でございます。

11ページを御覧ください。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から1,296万5,000円を減じて7,375万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料74万5,000円、執行残による減額、14節工事請負費22万円、執行残による減額、18節負担金補助及び交付金1,200万円の減額でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第4号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これから一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第14号、一般会計補正予算書の59ページです。工事請負費の執行残として村営住宅整備工事費の執行残計上されておりますが、額も大きいので、その内容についてご説明いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） こちらの執行残は、中央団地の外部個別改修工事、本来であれば2棟を予定しておりましたが、交付金の部分の確定額が少なかったことと、あとはその価格高騰に伴って予定額を上回る工事費になるという判断をしたものですから、今年度は1棟のみという形で1棟分の執行残という形になっております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） その上で債務負担行為でしたか、住宅の外壁の載っていましたが、繰越明許でしたっけ、繰越明許費ですね。6ページの土木費で村営中央団地外部個別改善改修工事はもう一棟分と解釈してよろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） これにつきましても外壁に取り付ける窓のサッシの部分の納期の遅延が今発生しておりまして、このサッシを確定しなければ外壁の補修全体ができないという状態でご判断しまして、それでサッシの納期が恐らく4月になるということで、こちらのほう繰り越しかね、という形で整理させてもらっています。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○5番（川人孝則君） 一般会計の20ページ、住宅費補助金の減額七百何ぼですか、これ

は公営住宅がなくなって減ったのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいのですけれども。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） こちらのほうは、1棟今年度施工しないという部分で減額となっております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○5番（川人孝則君） 9ページ、地方債のことですけれども、土づくり800万が90万に補正、変更されています。これというのは、これだけの補正、違うというのはどういうことなのかももう一回説明してもらいたいと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 9ページにあります土づくり対策補助金800万円については、過疎対策事業債のソフト事業ということで、2次配分のときに追加で要望ができるという機会に800万円かかりますということで手挙げをさせていただきました。

同様に山村活性化支援センターの指定管理業務につきましても、過疎対策事業債のソフトということをお願いを申し上げたところなのですけれども、協議の結果というか、予算の配分の結果、土づくりにおいては90万円、活性化支援センターの指定管理については40万円の、いわゆる借入れの決定というような形になったということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（岩井英明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第14号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第15号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第16号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第17号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第18号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

それで、ちょっと若干その場で5分ほど休憩してください。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

◎日程第16 令和6年度村政執行方針

○議長（岩井英明君） 村長より令和6年度村行政執行方針並びに教育長より令和6年度の教育行政執行方針が提出されておりますので、まず日程第16、令和6年度村行政執行方針を行います。

村長から発言を求められておりますので、発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和6年度村政執行方針について述べさせていただきます。お手元に執行方針資料を配付しておりますので、そちらも参考にいただければというふうに思います。1ページから読み上げながら方針を申させていただきます。

令和6年第1回定例会の開会に当たり、令和6年度の村政執行方針を述べさせていただきます。

昨年4月の村長選挙において2期目の村政を担う機会をいただき、この1年は「安心して暮らせる村づくり」を進めるために掲げた5つの目標を具現化させ、課題解決に向けた取組を一步でも前に進めるべく、村議会議員の皆様と村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、丁寧な村政運営を心がけてきました。

ただ、世界に目を向ければ21世紀は平和と協調の時代と言われていましたが、現実には長引く戦争や紛争をはじめ地球温暖化による自然環境への影響が食料やエネルギー不足を招き、人々の生活の安定を脅かす結果となっています。

また、国内に目を向ければ物価高騰や人手不足が社会基盤の不安定化を招き、加えて国政に対する国民の信頼はいまだかつてないほどに低下し、政治不信は日本の将来を担う若者たちの社会参加意欲にも暗い影を落とす方向へと進みつつあり、大変憂慮すべきことであると考えています。

しかし、そういった時代背景の中にあっても、村民が安心して暮らせる村づくりを進めるのが、村政運営に携わる者の責務であることから、令和6年度の村政運営につきましても「第四期赤井川村総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に据え、財政と村民生活の安定化を第一に取り組んでいく所存であります。

加えて、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働も重要であるとの考え方は変えずに、引き続き、人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画などに取り組む企業や活力を持った人材との連携を大事にしつつ、村内経済の好転を目指し、さらなる関係人口の増加対策に取り組むたいと考えています。

なお、令和6年度は、令和8年度にスタートする第五期赤井川村総合計画と第3期赤井川村創生総合戦略策定の準備を始める年度となることから、現計画の評価や村民の意見反映を適切に取り組む所存であります。

令和6年度の村政を運営する基本姿勢としては、国費・道費事業として計画的に進めている各種事業は、その事業効果が適切に反映されるよう取り組めます。

加えて、独自課題の解決や新たな試みとして議員の皆様と協議・検討を進めてきた事業

などについても、その事業効果が広く村民の福祉向上や村内経済に活力を生むよう次の3つの視点を持って優先順位を見極めながら着実に取り進めたいと考えています。

1つ目は、「村内経済の好循環を見据えた村づくり」です。

働く世代の減少は、村の元気と活力を低下させる大きな要因の一つであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまう。

このため、農業分野においては「農業振興計画」を基本にしつつ、優良農地の効果的活用を視野に持続可能な農業振興に取り組みます。

観光分野においては、観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた関係人口（交流人口）との継続的な関係構築、北後志エリアなどと連携した広域観光などの取組を引き続き推進します。

また、地熱（地中熱、地熱等）利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」や「ゼロカーボンビレッジ a k a i g a w a 推進戦略」に基づく、再生可能エネルギーを活用する各事業を計画的に進めるとともに、国の地方創生推進事業などを活用し、新たな経済活動を試みる人材の活用や育成に取り組み、村内経済の好循環を見据えた村づくりを継続して推進します。

2つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身ともに生き生きと暮らせるようにするには、保健・福祉・医療・介護サービスの向上や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが、生きがいとなる日常を手にするためにも必要なことだと考えています。

しかし、本村の限られた財源と人的資源では、全てを充実させ継続することはとても困難なことです。

加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の確保と安全運行は、安心して暮らすために重要な条件の一つでもあります。

このため、保健・福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしながら、地域の方々にもご協力をいただき、引き続き協働関係を築き、課題解決が円滑に進むよう取り組みます。

3つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも住民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んでいます。

このため、本年度も継続性、緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整

備や補修を重点的に進めます。

加えて、令和6年度から水道と下水道事業が正式に公営企業会計制度へ移行することから、住民に混乱が生じないよう取り組みます。

次に、重点施策の展開についてでございます。

1として、村内経済の好循環を見据えた地域活力の醸成であります。

①として、農業の振興。

基幹産業である農業の振興は、これまでも村の重点施策として様々な取組を進めてきました。中でも土づくり、ビニールハウスを利用した作物栽培の振興、新規就農者対策、優良農地の利活用対策などは重点的に取り組んできたところです。近年は有害鳥獣の対策もその比重が年々大きくなっております。ただ、農業を取り巻く課題は多様化していることから、今後も課題を整理しながら着実に解決に向けた取組が必要とされているところです。

このため、「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。

- ・道営農業農村整備事業による農地基盤整備事業の推進
- ・落合ダム及び関連施設の適切運用と農業用水の安定供給
- ・農業振興事業の重点的支援策の検討
- ・新規就農希望者の就農支援
- ・有害鳥獣駆除対策の効果的実施と人材育成であります。

②、林業の振興についてです。

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、北海道森林管理局石狩森林管理署との間で締結した「第1期赤井川地域森林整備推進協定」に基づき、国・道の助言や協力を仰ぎながら、森林財産の適正管理とカーボンニュートラルの両輪を視野に計画的に進めます。

- ・民（村）国連携による森林資源の活用促進・整備
- ・森林環境譲与税の「活用基本方針」に基づく支援
- ・冷水峠展望所の計画的整備と協働による景観づくりの活動
- ・村有林造林事業の推進と木材資源の地域内活用の推進であります。

③の商工業の振興についてです。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら商品開発や新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例もあり、村の産業の一翼を担っています。

これらの事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップに期待し支援を行います。

- ・商工会運営の安定化を図るための支援
- ・経営環境改善や商品開発事業取組への支援
- ・国の地方創生事業を活用した人材活用、育成の推進であります。

④の観光の振興であります。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会（DMO）を核とした地域内が連携する観光振興が促進されるよう、引き続き支援します。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取組を進めます。

- ・赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興活動の支援
- ・道の駅「あかいがわ」を柱に地場製品の販売促進支援
- ・「まるっとカルデラ農村フェス」の定着と自走可能な（自走を目指した）支援
- ・観光インフラと観光振興を目的とした宿泊税導入に向けた手続の推進

⑤、再生可能エネルギー関連事業への展開についてです。

「赤井川村エネルギービジョン」と「ゼロカーボンビレッジ a k a i g a w a 推進戦略」に基づき、温泉熱の活用や地熱（地中熱、地熱等）・木質系バイオマスなど持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。特に、エネルギービジョンの具現化として、役場庁舎のエネルギー転換によるゼロカーボン推進の検討を進めます。

また、民間主体で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、村の「再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」に沿った事業者対応を徹底するとともに、景観法に基づく景観計画策定手続を進め、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

- ・役場庁舎ZEB改修に向けた具体的調査の推進
- ・民間事業者による地熱発電、水力発電計画への側面的支援
- ・ゼロカーボンビレッジ a k i g a w a 推進戦略実現に関する各種調査事業でございます。

2として、村民と協働する行政の展開についてであります。

全ての村民が心身ともに健康で生き生きと生活できるよう、保健・福祉・医療・介護、子育て支援などの事業を各計画に基づき実施します。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、消防車両の更新や広域通信業務体制の確立にも取り組み、引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。

また、赤井川村診療所の指定管理化が少しでも早く実現できるよう関係者との調整を進めます。

なお、次の重点事項については村民の皆様との積極的な協働を必要とする施策もあることから、各事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。

①として、保健・医療についてです。

- ・各種健診、健康教育・健康相談等の充実
- ・自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援

- ・各種健康教育活動による健康管理意識の醸成
- ・地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進
- ・赤井川診療所の指定管理化の推進
- ②、子育て支援についてであります。
- ・妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業及び伴走型相談支援事業の推進
- ・新生児聴覚検査支援
- ・産後ケア事業への取組
- ・出産・子育て応援給付金事業の推進
- ・へき地保育所の保育内容の充実
- ・保育所と小学校の連携による継続した支援体制の強化であります。
- ③の高齢者支援（生きがい対策・介護）についてであります。
- ・介護3事業の円滑な運営及び適正管理
- ・一般介護予防の充実（高齢者サロン、運動教室）
- ・総合相談支援の充実
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・悠楽学園大学の内容充実
- ・高齢者除雪支援助成金制度及び補聴器購入助成制度の情報提供の強化
- ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進であります。
- ④の障害者支援について。
- ・北後志自立支援協議会などを活用した相談支援体制の充実
- ・障害者の自立生活への支援
- ・各種障害福祉サービスの提供体制の充実であります。
- ⑤、地域福祉についてです。
- ・社会福祉協議会活動の支援
- ・生活支援体制整備事業の強化
- ・たすけあい隊活動の推進であります。
- ⑥、社会保障についてです。
- ・年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険事業事務の円滑化であります。
- ⑦、消防・救急についてです。
- ・災害時連携対応の強化
- ・救急救命体制の段階的運用
- ・消防車両の更新による消防力の強化であります。
- ⑧として、移住定住対策についてです。
- ・ふるさと納税と連携した施策のPR展開です。
- ⑨、防災対策についてです。

- ・近隣町村と連携した防災対応力の強化
- ・学校及び地域団体と連携した防災教育の実施であります。
- ⑩として、地域公共交通対策についてです。
- ・「むらバス」の安全運行と利用環境向上策の検討
- ・地域内交通の利用促進の展開
- ・域内交通（枝線・交通空白地有償運送）おでかけアシストサービス、通院送迎サービスの充実についてであります。

3として、公共インフラなど公共施設の計画的整備についてです。

①として、村道整備について。

村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、優先順位を定め、日常の通行に支障が出ないように補修に努めます。

本年度の主たる事業としては、富田線道路改良工事、北丸山線道路改良工事、村道舗装補修工事についてであります。

②の河川整備についてです。

河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。

具体的な事業としては、緊急自然災害防止対策事業債を活用した護岸改修工事、緊急浚渫推進事業債を活用した河川整備工事などについてです。

③、橋梁整備についてです。

老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備をいたします。

本年度の事業としては、共栄東橋架け替え補修工事を実施、計画をしております。

④、簡易水道の整備についてです。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続するとともに、老朽化した施設については計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策にも取り組みます。

さらに、水道事業の効率化、経営改善を目的に、令和6年4月1日より公営企業会計化に移行します。

本年度は、量水器取替え工事、簡易水道事業地方公営企業法運用の支援業務などに取り組みます。

⑤、下水道の整備についてです。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めています。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を目標として、令和6年4月1日より公営企業会計化に移行します。

本年の市の取組としては、あかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業（更新）を行います。公共下水道第1・4マンホールポンプ所改修工事、公共下水道事業地方公営企業法運用の支援業務をそれぞれ取り組みたいと考えております。

⑥、公営住宅などの整備についてです。

老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取壊しを引き続き進めます。

本年度の主な事業としては、村営中央団地個別改善改修工事、村営中央団地外部個別改善改修工事、村営桜団地個別改善改修工事、教員住宅解体工事、村有住宅塗装工事、村有住宅（落合地区）解体工事などを予定してございます。

⑦、その他公共施設の整備についてです。

各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修に努めます。

⑧、生活廃棄物及びし尿の処理についてです。

可燃ごみ及び資源ごみについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後ごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。

なお、広域連合においては、ごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事（令和5年～8年度）を継続しております。

北後志衛生施設組合のし尿処理施設については、老朽化対策として新たな施設が令和7年度内に運用が開始できるよう整備を進めます。

4として、財政安定化への取組についてです。

実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない状況を改善し、財政の安定化を図るためには、村長就任以来申し上げさせていただいているとおり、国費・道費の助成制度の活用はもとより、新たな取組や制度見直しによる自主財源の確保をはじめ、民間企業との連携を積極的に展開することが必要であると考えています。

このため、令和8年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」の検討・協議・実施を可能な範囲でできるものから進めたいと考えております。

以上の考え方を基本に置き、令和6年度の各会計の予算を次のとおり提案させていただきます。

上段から、一般会計28億6,900万円、後期高齢者医療特別会計2,018万2,000円、国民健康保険特別会計4,329万1,000円、簡易水道事業会計1億810万9,000円、下水道事業会計1億9,027万6,000円、総計32億3,085万8,000円であります。

結びといたしまして、令和6年度においても赤井川村に住んでいてよかったと多くの村民の皆様にも思ってもらえるよう、職員の知恵と力も借りながら村長として2期目2年目の村政運営を進めたいと考えていますので、村議会議員の皆様と住民の皆様、そして関係機関の皆様にはより一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます、令和6年度の

村政執行方針といたします。

ありがとうございました。

◎日程第17 令和6年度教育行政執行方針

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、令和6年度教育行政執行方針を行います。

教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） それでは、令和6年第1回定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

国際紛争や国際情勢の変化、人口減少やグローバル化の進展により人々の価値観や生活様式が大きく変わるとともに、先行きが不透明な状態が続いており、従来の知識や経験だけでは答えを見つけることが極めて難しい時代となっています。

このような中、今年度閣議決定されて国の教育振興基本計画に示されました未来に向けた「持続可能な社会の創り手」として必要な資質能力の育成と、調和と協調に基づいた「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を、すなわち持続的な幸福感の向上を教育を通じて図ることが求められています。

また、このような時代だからこそ、生涯学習の理念に基づき、一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村議会議員並びに村理事者の皆様の深いご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

1つ目は学校教育についてです。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という考え方を基本とし、持続可能な社会を形成していくために児童生徒が自ら考え、解決していくための手段としてICTの活用、コミュニケーション能力の育成を引き続き進めていくことが必要であると考えています。

また、これからの時代においては知識を得ることを主とした教育から、個人の長所や優れた部分を発見し、伸ばしていくことを中心とした教育でなければならないと思っています。

子供たちの資質・能力の育成に向けては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要であり、ICT環境を最大限に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出すよう努めます。

これらを実現するため、小学校の適正配置など教育環境の整備を進めます。また、これまで継続して行い、成果を上げてきた小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルの取組の充実を進展させ、一貫教育に向けた取組を進めます。

2つ目は社会教育についてです。社会教育では、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」

に基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上を図ってまいります。施策の実行に当たっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行します。次に、令和6年度の重点施策について申し上げます。

第1は、「地域とともにある学校づくりの充実」であります。

教育環境・内容の充実と、赤井川を好きな子供、赤井川を誇りに思う子供の育成を狙い、「学校運営協議会」を核に、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「地域とともにある学校」づくりの充実を図ります。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

また、小学校適正配置や小中一貫教育を見据えた地域の人材、素材の再検討を行い、「見方・考え方」を高める教育課程の再構築を進めます。

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身につけていくための「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ICT教育の充実やグローバル化に対応した教育の充実が大切です。

ICT教育では、「地域活性化企業人制度」によるIT企業人材派遣を得て、校務支援システムや図書管理システムの導入などICT環境の整備、プログラミング教育の充実等、教育DXの推進を図ってきました。今後は、これらを活用した公文書のデジタルデータ管理化、業務の効率化を進めるとともに、デジタル教科書実証事業の継続、デジタルドリルの導入など、児童生徒の情報活用能力の育成と学習の効率化を図ってまいります。

また、学校ホームページの刷新や動画サイト等のSNSを活用した発信により、教育情報の即時性を高めるとともに多様化を図ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、「赤井川村国際交流推進計画」に基づき、保育所での英語活動や小学校1年生からの外国語活動、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と無償化の取組等を通して、引き続き外国語教育の充実を図ります。また教育大学札幌校留学生との交流プログラムやストラスモア訪問・受入れプログラムについては、学校の教育活動や年間プログラムとの関連を図りながら、教育内容の充実を図ります。

第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知、徳、体の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせ、「第3期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を実践するとともに、令和8年の実施を見据えた小中一貫教育の準備を進めます。

小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」並びに「赤井川村教育研究会」と連携して、課題に応じたプロジェクトにおける活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては、

子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

・持続可能な社会の構築を基本理念とする学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善

・全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実

・教育先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善

を重点的に取り組みます。

また、小学校での専科教員の配置や授業研究により、指導方法の改善と系統的教科指導の充実を図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については、

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

・考え、議論する道徳授業の職員研修と実践

・児童生徒の思いやり、信頼関係を基本とした生徒指導の充実

・図書管理システムの導入と読書活動への支援

などを重点的に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については、

体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きていくための基礎となるものであり、

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実

・歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進

・部活動の地域移行に向けた少年団活動等との連携の推進

などを重点的に取り組みます。

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境の整備については、施設の老朽化、耐用年数の経過等から修繕や更新を必要と

する施設や設備が出ていることから、学校施設においては長寿命化計画や適正配置による整備計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めてまいります。

また、中学校校舎のユニバーサルデザイン化の検討を進めてまいります。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

- ・学習教材への支援
- ・学校給食費無料化への支援
- ・部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

第5は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」後期計画を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

- ・本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・スポーツ施設の計画的整備
- ・郷土芸能伝承活動の支援
- ・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進
- ・学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・赤井川村文化祭の充実
- ・放課後子ども教室の充実

などを重点に取り組みます。

以上、令和6年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。○議長（岩井英明君） ただいまの村長、教育長の発言に関し、行政報告と同様に予算特別委員会の中で質疑、確認の時間を設けたいと考えておりますので、以上で令和6年度村政執行方針並びに令和6年度教育行政執行方針を終わらせていただきます。

ここで休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第19号ないし日程第22 議案第23号

○議長（岩井英明君） 続きまして、日程第18、議案第19号 令和6年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第18、議案第19号から日程第22、議案第23号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第19号 令和6年度赤井川村一般会計予算、日程第19、議案第20号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第21号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第22号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算及び日程第22、議案第23号 令和6年度赤井川村下水道事業会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和6年度の予算に関して提案理由の説明をさせていただきます。

なお、本年度から水道会計と下水道会計が公会計ということで企業会計に移りましたので、今までの予算書との様式とは御覧のとおりちょっと変わってきていますので、私のほうから提案のほうの概要説明をさせていただいて、担当課長の釣賀課長のほうから、初年目なので、詳しく中身の、文言だとかも含めて説明をさせていただきますので、若干時間がかかると思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それでは、令和6年度赤井川村一般会計予算書について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。議案第19号 令和6年度赤井川村一般会計予算。

令和6年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億6,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

それでは、第1表、歳入歳出予算からご説明いたします。歳入、1款村税、3億2,300万1,000円、1項村民税で5,293万4,000円、2項固定資産税で2億5,724万9,000円、3項軽自動車税で433万6,000円、4項村たばこ税で431万5,000円、5項入湯税で416万7,000円であります。

2款地方譲与税4,765万2,000円、1項の地方揮発油譲与税で930万円、2項の自動車重量譲与税で3,000万円、3項の森林環境譲与税で835万2,000円です。

3款利子割交付金4万円、1項の利子割交付金であります。

4款配当割交付金30万円、1項の配当割交付金であります。

5款株式等譲渡所得割交付金27万円、1項の株式等譲渡所得割交付金であります。

6款法人事業税交付金247万円、1項の法人事業税交付金であります。

続いて、7款地方消費税交付金2,900万円、1項の地方消費税交付金であります。

8款自動車税環境性能割交付金370万円、1項自動車税環境性能割交付金であります。

9款地方特例交付金30万円、1項地方特例交付金であります。

10款地方交付税10億6,700万円、1項の地方交付税であります。

11款交通安全対策特別交付金1,000円、1項交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金735万2,000円、1項の負担金であります。

13款使用料及び手数料3,586万5,000円、1項使用料で3,254万円、2項手数料で332万5,000円です。

14款国庫支出金2億9,748万4,000円、1項国庫負担金で3,998万8,000円、2項国庫補助金で2億5,704万9,000円、3項委託金で44万7,000円。

15款道支出金8,660万6,000円、1項道負担金2,549万8,000円、2項道補助金5,767万3,000円、3項委託金343万5,000円。

16款財産収入972万5,000円、1項財産運用収入783万4,000円、2項財産売払収入189万1,000円。

17款寄附金3億10万2,000円、1項寄附金であります。

18款繰入金1億3,211万4,000円、1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金1億3,211万3,000円。

19款繰越金3,000万円、1項繰越金であります。

20款諸収入6,602万8,000円、1項延滞金加算金及び過料2,000円、2項村預金利子1,000円、3項受託事業収入4,516万2,000円、4項雑入2,086万3,000円。

21款村債4億2,999万円、1項の村債であります。

歳入合計28億6,900万円であります。

続きまして、6ページです。歳出、1款議会費4,749万4,000円、1項議会費であります。

2 款総務費 4 億3,077万7,000円、1 項総務管理費で 3 億9,078万3,000円、2 項徴税費で 1,256万3,000円、3 項戸籍住民基本台帳費で2,501万6,000円、4 項選挙費で96万6,000円、5 項統計調査費で16万5,000円、6 項監査委員費で128万4,000円であります。

3 款民生費 3 億9,296万円、1 項の社会福祉費で 3 億2,707万8,000円、2 項児童福祉費で 6,588万2,000円。

4 款衛生費 3 億4,212万6,000円、1 項保健衛生費であります。

5 款農林水産業費 1 億7,783万5,000円、1 項農業費で 1 億5,296万4,000円、2 項林業費で2,487万1,000円であります。

6 款商工費 2 億2,518万2,000円、1 項商工費であります。

7 款土木費 5 億1,463万3,000円、1 項土木管理費で434万5,000円、2 項道路橋梁費で 3 億1,272万9,000円、3 項河川費で2,964万4,000円、4 項都市計画費で5,120万8,000円、5 項住宅費で 1 億1,670万7,000円であります。

8 款消防費 2 億8,375万7,000円、1 項消防費であります。

9 款教育費 2 億971万9,000円、1 項教育総務費で6,176万2,000円、2 項小学校費で3,497万8,000円、3 項中学校費で3,423万8,000円、4 項社会教育費で2,624万7,000円、5 項保健体育費で5,249万4,000円であります。

10 款公債費 2 億4,291万3,000円、1 項公債費であります。

11 款予備費160万4,000円、1 項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の28億6,900万円であります。

次に、8 ページに入ります。第 2 表、地方債であります。地方債につきましては、上から過疎対策事業債、公営住宅建設事業債、緊急自然災害防止対策事業債、それぞれ過疎で 11 件、公営住宅で 2 件、緊急自然災害防止で 2 件でございます。

次のページに入ります。次に、緊急浚渫推進事業債で 5 件、緊急防災・減災事業債で 1 件、公共施設等適正管理推進事業債で 3 件、臨時財政対策債で 1 件、合計で 25 件、4 億2,999 万円を地方債計上しております。

起債の方法については、証書借入れまたは証券発行、利率については年 5 %以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで 25 件については、起債の方法、利率、償還の方法については全て同じということになってございますので、それぞれ個別の事業名については後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

以上、一般会計補正予算書についての説明を終了させていただきます。

詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきます。

続いて、令和 6 年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

1 ページをお開きください。議案第 20 号 令和 6 年度赤井川村後期高齢者医療特別会計

予算。

令和6年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,018万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

では、第1表、歳入歳出予算に入ります。歳入、1款後期高齢者医療保険料1,107万9,000円、1項の後期高齢者医療保険料であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項の手数料であります。

3款繰入金909万7,000円、1項一般会計繰入金であります。

4款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

5款諸収入4,000円、1項延滞金、加算金及び過料で1,000円、2項償還金及び還付加算金で2,000円、3項雑入で1,000円。

歳入合計2,018万2,000円であります。

次ページに入ります。歳出、1款総務費147万3,000円、1項総務管理費11万3,000円、2項徴収費136万円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,850万7,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。

3款諸支出金2,000円、1項償還金及び還付加算金であります。

4款予備費20万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の2,018万2,000円であります。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計予算書でございます。

1ページをお開きください。議案第21号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和6年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,329万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

第1表に入ります。歳入、1款国民健康保険税2,495万9,000円、1項の国民健康保険税です。

2款使用料及び手数料7,000円、1項の手数料です。

3款財産収入1,000円、1項の財産運用収入です。

4款繰入金1,831万8,000円、1項他会計繰入金1,831万7,000円、2項基金繰入金1,000円であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金です。

6款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料で1,000円、2項預金利子で1,000円、3項雑入で3,000円です。

歳入合計4,329万1,000円です。

次ページに入ります。歳出、1款総務費4,258万5,000円、1項総務管理費4,179万4,000円、2項徴税費73万4,000円、3項審議会費5万7,000円であります。

2款公債費1,000円、1項公債費。

3款諸支出金20万5,000円、1項償還金及び還付加算金で20万4,000円、2項繰出金で1,000円。

4款予備費50万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の4,329万1,000円であります。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続いて、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算書及び予算説明書ということで、1ページ、2ページ目をお開きください。この2ページ、3ページで私のほうから提案をさせていただきます。

まず、2ページ目です。議案第22号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算。

総則、第1条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、処理戸数600戸、(2)、年間有収水量17万2,700立米、(3)、1日平均有収水量470立米、(4)、主な建設改良事業、量水器取替え工事。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用総係費委託料209万円に充てるため企業債209万円を借り入れる。

収入、第1款簡易水道事業収益1億1,939万5,000円、第1項の営業収益で3,973万3,000円、第2項の営業外収益で7,966万1,000円、第3項特別利益で1,000円であります。

続きまして、支出です。第1款簡易水道事業費用1億2,048万7,000円、第1項営業費用で1億1,684万7,000円、第2項営業外費用で257万1,000円、第3項特別損失で96万9,000円、第4項予備費で10万円です。

次に、資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額940万7,000円は損益勘定留保資金

940万7,000円で補填するものとする。)

収入として、第1款資本的収入748万6,000円で、第1項の他会計補助金であります。

次に、第1款資本的支出1,689万3,000円、第1項の企業債償還金であります。

次に、特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ440万円及び380万円である。

次ページに入ります。企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるといふことで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をいたします。公営企業会計適用で209万円、証書借入れまたは証券の発行、5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。企業債については、限度額は209万円ということになります。

続いて、一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)の職員給与費529万2,000円であります。

他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,628万3,000円である。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

詳細については4ページ以降となりますので、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

続きまして、令和6年度の赤井川村下水道事業会計予算についてであります。これについても2ページをお開きいただきたいと思います。提案理由の説明を読み上げながらさせていただきます。

議案第23号 令和6年度赤井川村下水道事業会計予算。

総則、第1条、令和6年度赤井川村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、処理戸数350戸、(2)、年間有収水量6万4,098立米、(3)、1日平均有収水量175立米、(4)、主な建設改良事業、あかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業、公共下水道第1・4マンホールポンプ所改修工事の2本であります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用総係費委託料209万円に充てるため企業債209万円を借り入れる。

収入、第1款下水道事業収益8,365万7,000円、第1項営業収益で1,401万5,000円、第2項営業外収益で6,964万1,000円、第3項特別利益で1,000円であります。

支出、第1款下水道事業費用8,219万7,000円、第1項営業費用7,837万9,000円、第2項営業外費用218万2,000円、第3項特別損失153万6,000円、第4項予備費10万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,605万7,000円は消費税資本的収支調整額494万8,000円及び引継金9万2,000円及び損益勘定留保資金1,101万7,000円で補填するものとする。)

収入、資本的収入1億2,647万1,000円、第1項企業債5,790万円、第2項他会計補助金445万1,000円、第3項補助金6,410万円、第4項負担金等で2万円。

支出です。第1款資本的支出で1億4,252万8,000円、第1項建設改良費で1億2,300万円、第2項企業債償還金で1,952万8,000円です。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ170万3,000円及び206万3,000円である。

継続費、第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名はあかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業、総額で2,800万円、年度で令和6年度、年割額1,720万円。

債務負担行為、第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるということで、事項、期間、限度額について順に読み上げます。

令和6年度水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為、令和6年度から令和10年度まで、貸付額に対する利子相当額。下段が令和6年度金融機関が貸し付ける水洗便所改造等資金に係る損失補填、令和6年度から令和10年度まで、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内。

企業債、第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明します。建設改良事業については5,790万円、公営企業会計適用については209万円、合計で5,999万円です。これら2本については、証書借入れまたは証券発行、利率については5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるということでもあります。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費894万3,000円。

他会計からの補助金、第11条、下水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,214万9,000円である。

令和6年3月6日提出、赤井川村長。

以上、予算の概要について提案理由の説明をさせていただきました。

以降、副村長、担当課長でご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定いただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和6年度一般会計予算の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較し増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の13ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人4,190万6,000円の計上、前年度と比較し、782万4,000円の減です。令和5年度賦課額及び見込みにより減額計上となりました。

同じく13ページ中段、1款1項2目法人1,102万8,000円の計上、前年度と比較し、388万6,000円の減、先ほどと同様の理由でございます。

同じく13ページ中段、1款2項固定資産税、1目固定資産税2億5,421万6,000円の計上、前年度と比較して905万3,000円の減です。こちらも先ほどと同様の理由により減額計上しております。

同じく13ページ中段、1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金303万3,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく13ページ下段から14ページにかけて、1款3項軽自動車税、1目軽自動車税433万6,000円の計上、前年度と比較して13万3,000円の増、前年度実績により微減となっております。

続いて、14ページ中段、1款4項村たばこ税、1目村たばこ税431万5,000円の計上、前年度と比較して6,000円の増です。こちらも前年度実績により微増となっております。

同じく14ページ中段、1款5項入湯税、1目入湯税416万7,000円の計上、前年度と比較して273万2,000円の増です。キロロホテルの営業再開により前年度より大幅な増となっております。

おります。

続いて、15ページです。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税930万円の計上、前年度と比較して10万円の増でございます。

同じく15ページ中段、2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税3,000万円の計上、前年度と比較して100万円の増です。

同じく15ページ中段、2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税835万2,000円の計上、前年度と比較して233万4,000円の増、国の配分基準が変わったことにより大幅な増となります。

続いて、16ページです。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金4万円の計上、前年度と比較して2万3,000円の減です。

次に、17ページに移ります。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金30万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、18ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金27万円の計上、前年度と比較して5万円の減額でございます。

次に、19ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金247万円の計上、前年度と比較して4万4,000円の増額です。令和5年度実績及び見込みにより増額となります。

続いて、20ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,900万円の計上、前年度と比較して200万円の増額でございます。

次に、21ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金370万円の計上、前年度と比較して70万円の増額でございます。

続いて、22ページです。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金30万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、23ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税10億6,700万円の計上、前年度と比較して800万円の減、5年度実績等により減額としております。

次に、24ページです。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、25ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金116万1,000円の計上、前年度と比較して42万5,000円の増額です。前年度実績及び見込みにより、老人福祉施設入所者費用負担金や広域入所保育料負担金等が増額となっております。

同じく25ページ中段、12款1項2目農林水産業費負担金619万1,000円の計上、前年度と比較して19万1,000円の増額です。休耕して基盤整備工事を実施する受益者負担金を新たに計上しております。

次に、26ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料369万円の計上、前年度と比較して317万5,000円の増です。令和6年度より地域公共交通バス使用料の

運賃を一般会計歳入で受けることとなるため、大幅な増額となっております。

同じく26ページ下段、13款1項2目衛生使用料51万9,000円の計上、前年度と比較して2万1,000円の増額でございます。

次に、27ページです。13款1項3目農林水産使用料185万5,000円の計上、前年度と比較して7万5,000円の減です。

同じく27ページ中段、13款1項4目土木使用料2,633万6,000円の計上、前年度と比較して133万5,000円の増、令和6年度より公園管理が産業課から建設課へ移ることにより、使用料科目を統合したことによる増額でございます。

同じく27ページ下段から28ページにかけて、13款1項5目教育使用料14万円の計上、前年度と比較して1万9,000円の減、5年度実績見込みによる減額でございます。

同じく28ページ中段、商工使用料につきましては廃目となります。

同じく28ページ中段、13款2項手数料、1目総務手数料95万3,000円の計上、前年度と比較して17万7,000円の増、令和5年度実績の見込みにより増減をしております。

同じく28ページ下段、13款2項2目衛生手数料226万3,000円の計上、前年度と比較して1万3,000円の減額です。

次に、29ページです。13款2項3目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、30ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,994万3,000円の計上、前年度と比較して2万円の増額です。5年度実績見込みから増額としております。

同じく30ページ下段、14款1項2目衛生費国庫負担金4万5,000円の計上、前年度と同額です。

同じく30ページ下段から31ページにかけて、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億2,876万円の計上、前年度と比較して4,957万9,000円の減額、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で約6,300万円の減額、社会保障・税番号制度システム整備補助金で222万2,000円の増、またデジタル田園都市国家構想交付金及びデジタル基盤改革支援補助金を新規計上しております。

同じく31ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金204万2,000円の計上、前年度と比較して603万9,000円の減です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が終了したことなどにより大きな減額となっております。

同じく31ページ下段から32ページ上段、14款2項3目衛生費国庫補助金50万6,000円の計上、前年度と比較して36万7,000円の減額、前年度実績等による減額でございます。

同じく32ページ中段、14款2項4目土木費国庫補助金1億2,557万円の計上、前年度と比較して4,812万2,000円の増でございます。各種道路橋梁費補助金が増額となっております。

同じく32ページ中段、14款2項5目教育費国庫補助金17万1,000円の計上、前年度と比較して1万6,000円の減です。

同じく32ページ下段、14款3項委託金、1目総務費委託金44万7,000円の計上、前年度と比較して57万6,000円の減、国民年金基礎年金等事務費交付金が減額となっております。

続いて、33ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金2,547万6,000円の計上、前年度と比較して63万9,000円の減、5年度実績により増減としております。

同じく33ページ下段、15款1項2目衛生費道負担金2万2,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、33ページ下段から34ページにかけてです。15款2項道補助金、1目総務費道補助金441万の計上、前年度と比較して200万円の減、森林環境保全整備事業道補助金がなくなったことによる減でございます。

同じく34ページ中段、15款2項2目民生費道補助金174万5,000円の計上、前年度と比較して54万9,000円の減です。

同じく34ページ中段、15款2項3目衛生費道補助金14万5,000円の計上、前年度と比較して7万9,000円の減です。

同じく34ページ下段から35ページにかけて、15款2項4目農林水産業費道補助金4,821万3,000円の計上、前年度と比較して264万8,000円の減、新規就農者育成総合対策事業補助金で297万6,000円の減、また新たに地域づくり総合交付金で日の出用水路測量事業分を新規計上しております。

同じく35ページ中段、15款2項5目教育費道補助金316万円の計上、前年度と比較して28万1,000円の減額です。

同じく35ページ中段、商工費道補助金は廃目となります。

同じく35ページ中段、15款3項委託金、1目総務費委託金168万円の計上、前年度と比較して183万3,000円の減、令和5年度におきましては北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙がございましたが、6年度はないため大幅な減額となっております。

同じく35ページ下段、15款3項2目諸統計委託金14万1,000円の計上、前年度と比較して1万9,000円の増、令和6年度につきましては国勢調査調査区設定が行われることから、若干の増額となっております。

続いて、36ページです。15款3項3目農林水産業費委託金69万5,000円の計上、前年度と比較して5万7,000円の増。

同じく36ページ中段、15款3項4目土木費委託金91万9,000円の計上、前年度と比較して4万円の増。

続いて、37ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入724万円の計上、前年度と比較して8万円の減。

同じく37ページ下段、16款1項2目利子及び配当金59万4,000円の計上、前年度と比較して4,000円の減。

続いて、37ページ下段から38ページにかけて16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入189万円の計上、前年度と比較して12万円の増、村有林造林工事等における立木の売払い

分を計上しております。

同じく38ページ上段、16款2項2目物品売払収入1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、39ページです。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金3億10万1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく39ページ中段、17款1項2目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、40ページです。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく40ページ中段、18款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,800万円の計上、前年度と比較して500万円の増額です。歳入不足を基金繰入力で補うものでございます。

同じく40ページ中段、18款2項2目さくら・もみじ基金繰入金453万2,000円の計上、前年度と比較して107万5,000円の増額、これは事業量の増によるものでございます。

同じく40ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金951万8,000円の計上、前年度と比較して811万9,000円の増、事業量の増によるものでございます。

同じく40ページ下段、18款2項4目減債基金繰入金3,000万円の計上、前年度と同額です。こちらも歳入不足を基金繰入金で補うものでございます。

同じく40ページ下段、18款2項5目畑地かんがい排水施設管理基金繰入金6万3,000円の計上、前年度と比較して6万円の増額です。5年度より課事業債の利息償還に対し交付税措置がなされることによる計上でございます。

続いて、41ページです。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金については廃目となります。

続いて、42ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,000万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、43ページです。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく43ページ中段、20款1項2目加算金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく43ページ中段、20款2項村預金利子、1目村預金利子1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく43ページ中段、20款3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入35万9,000円の計上、前年度と比較して14万5,000円の増額、保健・介護一体的実施推進事業受託料を新規計上してございます。

同じく43ページ下段、20款3項2目後志広域連合受託事業収入4,468万8,000円の計上、前年度と比較して113万4,000円の増額、国民健康保険健康診査受託料の増などによるものでございます。

続いて、44ページです。20款3項3目農林水産業費受託事業収入9万5,000円の計上、前

年度と比較して9,000円の減。

同じく44ページ上段、20款3項4目民生費受託事業収入2万円の計上、前年度と同額計上です。

同じく44ページ中段、20款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費11万9,000円の計上、前年度と比較して2万1,000円の減。

同じく44ページ中段、20款4項2目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく44ページ中段、20款4項3目宝くじ交付金収入163万5,000円の計上、前年度と比較して194万5,000円の減です。5年度の実績に伴い減額をしております。

同じく44ページ下段、20款4項4目保健福祉関係収入1万6,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく44ページ下段から45ページにかけて、20款4項5目雑入1,909万2,000円の計上、前年度と比較して88万4,000円の減、5年度実績の見込みから減額といたしました。また、新たに長寿・健康増進事業特別対策補助金などを新規計上しております。

続いて、46ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債1億9,760万円の計上、前年度と比較して3,470万円の減、各種道路橋梁工事分が増額となり、北しりべし広域クリーンセンター基幹的設備改良工事分が新規計上となっておりますが、カルデラ温泉既存熱源設備等改修工事が皆減となったことから、大幅な減額となっております。

同じく46ページ中段、21款1項2目公営住宅建設事業債3,360万円の計上、前年度と比較して440万円の増、各種公営住宅改修工事等の工事費の増に伴い増額となっております。

同じく46ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債1,440万円の計上、前年度と比較して150万円の減。

同じく46ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債1,210万円の計上、前年度と比較して550万円の増、記載の河川整備工事を予定しております。

同じく46ページ下段、21款1項5目緊急防災・減災事業債1億2,950万円の計上、前年度と比較して1億2,890万円の増、こちらは消防車両の購入を予定しております。

続いて、47ページ、21款1項6目公共施設等適正管理推進事業債3,840万円の新規計上でございます。こちらは、デイサービスセンター外装改修工事等を予定しております。

21款1項7目臨時財政対策債439万円の計上、前年度と比較して131万円の減、5年度実績により減額としております。

以上で令和6年度一般会計の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 以上で10分休憩します。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきます。

48ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,749万4,000円、前年度より82万7,000円の減で、主に議会研修旅費の減少によるものです。

続きまして、50ページから55ページ中段になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億9,419万円、前年度より2億1,013万3,000円の減で、ふるさと納税関連費用を商工費に移管したことにより、ふるさと納税お礼の品代を計上する7節報償費及びふるさと納税募集代行経費等を計上する11節役務費が大幅な減となっております。

55ページ上段になりますけれども、12節委託料では、むらバス運行費用として1,845万3,000円を計上、これは前年比37万6,000円の増加で、主に乗務員の人件費を増加するとともに、むらバスデジタル決済導入費用として29万3,000円を新たに計上するもので、令和6年秋には導入できるよう準備を進める考えであります。また、さきの歳入説明にもありましたが、むらバス運賃につきましては令和6年度より毎月の委託費と相殺する取扱いをやめ、運賃収入は歳入計上することとしております。18節負担金補助及び交付金につきましては、北海道からの派遣職員に係る勤勉手当に係る負担金41万8,000円を計上しております。

次に、55ページ中段から56ページに移ります。2目文書広報費、本年度予算額655万6,000円、前年度より18万4,000円の減少で、村例規集の管理及び広報作成費用に係る費用を計上しております。

続きまして、3目会計管理費、本年度予算額226万3,000円、前年度同様の計上となっております。

次に、57ページに移ります。4目財産管理費、本年度予算額626万7,000円、前年度より192万6,000円の減少で、前年度、村有林育成費として計上していた費用について、令和6年より農林水産業費へ移管したことによる減少となっております。なお、小公園を除く村有地におけるさくら・もみじ基金事業につきましては、小中連携事業による植樹地、北海道信金の森の管理をはじめ、赤井川村内での植樹活動を目的に令和5年度より小樽、札幌市民を中心に活動がスタートしました。森を育て未来を語る会及びコープさっぽろによる植樹活動を行うための村有地の地ごしらえを主な事業としています。

続きまして、58ページ上段、5目財政調整基金費、本年度予算額709万9,000円、前年度より9万1,000円の増加となっております。

次に、59ページ下段から63ページ下段になります。8目企画費、本年度予算額1億4,574万1,000円、前年度より4,734万5,000円の減少となっております。主な事業としましては、

第四期赤井川村総合計画が令和8年3月をもって終了となることから、新たな総合計画の策定に本年度から着手すべく、12節委託料に総合戦略等策定業務委託料507万9,000円ほか、策定委員会報酬等関連経費を計上しております。また、同じく委託料にはゼロカーボンビレッジ推進調査業務等委託料として1億1,009万1,000円を計上し、令和5年度からの継続調査として地中熱や太陽光によるエネルギー転換とCO₂排出量の低減及び施設の長寿命化と災害対応拠点機能の強化を目的に役場庁舎ZEB化改修設計業務、地域未利用資源である木質バイオマスのエネルギー活用可能性に関する継続調査をはじめ、本年度の新たな調査として令和4年度に策定したゼロカーボンビレッジ推進戦略構想を踏まえ、落合ダムにおける小水力発電可能性調査と一般家庭におけるエネルギー転換促進と理解促進を目的としたゼロカーボンモデルハウス検討調査業務、観光部門における再エネ・省エネ導入可能性調査、以上5点について経済産業省の補助事業により実施すべく予算を計上しております。さらに、内閣府より地域再生計画の認定を受けた中核プレーヤー発掘・育成・ステップアップ支援事業の2年度目として委託費1,494万9,000円を計上するとともに、そのほか前年同様に「日本で最も美しい村」連合、庁内の情報通信に関連する費用、神恵内村との地域連携事業費用を計上しております。

続きまして、63ページ下段から64ページ中段へ進みます。9目庁舎管理費、本年度予算額944万円、前年度より299万4,000円の減少となっております。主な増減要因は、電気料を90万円ほど増加するとともに、外部委託方式による調査、管理を様々な要因から庁内検討を進めた結果、会計年度任用職員による管理方法へと変更することにより委託費が410万円減少したものです。

次に、64ページ下段から67ページ中段になります。10目集会施設管理費、本年度予算額1,574万4,000円、前年度比666万8,000円の増加で、落合住民センター、都住民センター、山村活性化支援センターなど5つの公共施設の管理費用を計上しております。なお、指定管理施設となりました山村活性化支援センターにつきましては、施設修繕費として50万円、指定管理料560万円、玄関前エントランス改修工事費用として420万円を計上しております。

続きまして、67ページ中段になります。11目国民保護協議会費、本年度予算額48万4,000円、前年度費6万5,000円の増となっており、主にJアラートの管理費用を計上するものです。

次に、71ページに進みます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額96万6,000円、前年度比3,000円の減額計上です。

次ページ上段につきましては、令和5年度予算で執行した北海道知事及び北海道議会議員選挙費と村長及び赤井川村議会議員選挙費の廃目を規定しております。

続きまして、73ページ中段に進みます。2款6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額128万4,000円、前年比32万1,000円の増で、監査委員旅費の増加によるものです。

次に、131ページ目お開きください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、本年度予算額2億7,762万1,000円、前年度比1億2,328万3,000円の大幅増で、増加要因は

現有のポンプ自動車及び救助工作車2台の老朽化に伴う車両更新に係る費用で、2台の車両を災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台へと更新する費用として1億2,958万円を計上しているもので、この財源につきましては緊急防災・減災事業債を活用することとしております。

続きまして、2目災害対策費、本年度予算額613万6,000円、前年度比36万3,000円の増額となっております。主な事業としましては、防災行政無線の維持管理費、備蓄食料品の購入、備品購入として消防へ貸与する災害対応備品としてドローン用スピーカーやフラッシュライト、救助用ヘルメットの購入を行うこととしております。

次に、151ページをお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2億3,555万円、前年比56万1,000円の減、同じく2目利子につきましては本年度予算額736万3,000円、前年比51万2,000円の増で、過疎対策事業債をはじめとする長期債の元金及び利子の計上となっております。

最後になりますが、152ページをお開きください。11款予備費、1項予備費、本年度予算額160万4,000円、前年度より90万5,000円の減で予備費計上を行っております。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、153ページ以降には債務負担行為に関する調書、地方債の年度末現在高の見込み調書及び給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高欄願います。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課所管歳出予算についてご説明いたします。

58ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、本年度予算額50万円、前年度予算額と同額の計上となります。

同ページ下段になります。2款1項7目地域安全対策費、本年度予算額249万9,000円、前年度予算額に対して32万7,000円の増で、内訳は街路灯設置事業補助金などの増額によるものです。

67ページをお開きください。2款2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額74万1,000円、前年度予算額に対して12万3,000円の増で、内訳は宿泊税協議に伴う旅費の増額によるものです。

68ページ下段になります。2款2項2目賦課徴收费、本年度予算額1,182万2,000円、前年度予算額に対して89万6,000円の増で、内訳は固定資産評価替え業務委託料の減額、定額減税に対応すべく住民税システム改修業務委託料の増額等によるものです。

69ページをお開きください。下段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,499万円、前年度予算額に対して127万3,000円の増で、内訳は標準化に伴う各システム受託料の増減、また住基システムの間接サーバーの更新により負担金の増額によるものです。

70ページ下段になります。2款3項2目国民年金費、本年度予算額2万6,000円、前年度

予算額と同額の計上となります。

72ページをお開きください。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、本年度予算額16万5,000円、前年度予算額に対して4,000円の減で、前年度並みの計上となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出予算についてご説明させていただきます。

74ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度1億3,501万2,000円、前年度に対して723万1,000円を増額するものです。主な増減の要因は、12節、総合福祉計画策定業務委託料について、子ども・子育て支援計画の計画期間が令和6年度は最終年となることから、計画更新を行うため新規計上するものです。そのほか、赤井川村地域おこし協力隊員活動推進支援業務委託料につきましては、昨年7月より開始しました赤井川村社会福祉協議会の輸送支援サービスに関わる地域おこし協力隊員を配置するものでございます。19節扶助費で障害者福祉費に関わる移動支援給付費につきましては、利用者の減により必要見込額が減るものでございます。そのほか、27節、国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算計上額に伴い、昨年比で減額となるものでございます。

次に、78ページ下段を御覧ください。3款1項2目老人福祉費、本年度1,506万9,000円、前年度に対して75万9,000円を減額しようとするものです。主な減額の要因は、12節で昨年度まで実施しておりました赤井川温泉への送迎バス運行事業におきまして、利用者数が1便当たり3名程度と減少していることも踏まえまして、また社会福祉協議会で送迎サービスが開始され、赤井川温泉への利用送迎も行われているということから、令和5年度をもって委託を廃止するためによるものでございます。

80ページをお開きください。中段からになります。3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、本年度158万6,000円、前年度に対して10万1,000円を減額しようとするもので、19節扶助費を実績に基づく推計により減額するものです。

3款1項4目後期高齢者医療費、本年度2,323万4,000円、前年度に対して14万7,000円を減額しようとするものです。主な減の要因は、後期高齢者医療特別会計繰出金が減額となるものです。

3款1項5目介護保険事業費、本年度1億326万5,000円、前年度に対して3,438万7,000円を増額しようとするものです。主な増員は、14節、デイサービスセンターにおいて屋根及び外装の経年劣化により改修工事費を計上するものでございます。また、居宅介護支援事業補助金につきましては703万5,000円と同額計上となります。デイサービスセンター指定管理につきましては3年目となりまして、3,114万6,000円と同額計上となるものでございます。

83ページを御覧ください。3款1項6目地域支援事業費、本年度4,891万2,000円、前年度に対して110万7,000円を増額しようとするものです。主な増の要因としましては、12節、生活支援体制整備事業委託料、また地域包括支援センター運營業務委託料につきまして人件費の増による増額となるものでございます。

84ページ下段からになります。社会福祉施設費、前年度に対して219万4,000円の減、これは前年度まで寿住宅施設管理に関わる予算計上でありましたが、全て住宅を解体したことにより廃目となります。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度2,989万2,000円、前年度に対して17万2,000円を減額しようとするものです。主な要因は、人件費の減額によるものです。

3款2項2目乳幼児医療費、本年度304万7,000円、前年度に対して19万6,000円を増額しようとするもので、乳幼児医療費の実績に基づく推計により計上するものでございます。

86ページをお開きください。3款2項3目保育所運営費、本年度2,025万3,000円、前年度に対して201万8,000円を増額しようとするもので、主な増減の内訳は12節、広域入所委託料の増額及び19節扶助費で認定こども園や幼稚園入所者を対象とする施設型給付費の減額で、利用推計により計上するものでございます。

3款2項4目児童措置費、本年度1,269万円、前年度に対して126万円を増額しようとするもので、増額の要因は12節、児童手当システム改修業務委託料の増、また19節扶助費で児童手当の支給見込みにより増額しようとするものでございます。

89ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度3,517万2,000円、前年度に対して259万5,000円を増額しようとするものです。主な増額の要因は、人件費の増額によるものです。

92ページの中段からになります。4款1項2目予防費、本年度853万5,000円、前年度に対して641万9,000円を減額しようとするもので、主な減額の要因としましては新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種が令和6年3月31日で終了することから、新型コロナウイルス感染対応事業費を廃止するものです。

94ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費、本年度2億6,085万4,000円、前年度に対して123万6,000円を増額しようとするもので、主な増減の要因は廃棄物処理費で、指定ごみ袋及びごみ処理券の印刷費の増、18節の負担金補助及び交付金で北後志5か町村で実施しております下水道広域化推進総合事業構成町村負担金の減、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の施設改修工事に伴う増、北後志衛生施設組合負担金の増となります。また、簡易水道事業及び下水道事業会計が公営企業会計へと移行することから、これまで27節にて特別会計繰出金として計上してございましたが、本年度につきましては補助金として計上するものでございます。

97ページ中段になります。4款1項4目診療所費、本年度2,904万9,000円、前年度に対して4万8,000円を増額しようとするもので、増額の主な要因は10節光熱水費の実績見込みにより増額しようとするものでございます。

98ページ下段からになります。4款1項5目健康支援センター費、本年度851万6,000円、前年度に対して10万8,000円を増額しようとするもので、増額の主な要因としましては12節、厨房等清掃業務委託料につきまして見積り、積算額の増によるものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について、主要部分について説明させていただきます。

100ページからになります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額691万円、前年度に対しまして193万7,000円を増額しようとするものです。増額要因は、8節旅費で本年度2年置きに実施しております農業委員の視察研修の実施、あと農地最適化交付金事業の取組で新規就農者募集用のホームページ開設費用などでございます。

続いて、101ページ中段から102ページになります。2目農業総務費、今年度予算額4,749万1,000円、前年度に対して167万2,000円を増額しようとするものでございます。増額要因は、細目1、人件費で184万7,000円の増額、そのほかはほぼ前年並みの計上となっております。

なお、102ページ、細目3の農村後継者育英対策費におきまして、今年度よりJAと負担金を折半して新規就農担い手対策を実施することとし、18節負担金補助及び交付金で15万円を計上しております。

続いて、103ページから104ページにかけてでございます。3目農業振興費、本年度予算額3,724万7,000円、前年度に対して480万9,000円を減額しようとするもので、新規計上といたしましては、細目1の農業振興対策費の12節委託料におきまして、地域おこし協力隊員として新規就農を受け入れる農業支援業務委託料を202万9,000円措置しようとするものでございます。前年対比での主な減額事業につきましては、細目3の農業次世代人材投資事業におきまして負担金補助及び交付金で対象者、事業費の減により300万円の減額、細目1の農業振興対策費、18節負担金補助及び交付金で総額約370万円の減額となっております。内容的には、今年度より農業用廃プラスチック回収事業を廃止し、融雪促進対策事業は当初予算には計上せず、冬期間の積雪状況を勘案して必要に応じて対策するよう取り進めたいと考えております。なお、モデル事業として4年間実施いたしました耕作放棄地対策事業は、今年度は計上せず、これまでの実績を検証、総括したいと考えております。今後の村の農業振興対策事業全般につきましては、各種事業の見直しなどにより確保された財源を含めまして重点的支援策の検討をこの1年かけまして農業者や農業委員会、JAなど関係者としっかり議論、協議、検討を重ねまして、理解を深めた上で取り進めたいと考えております。

104ページ下段に移ります。4目畜産業費、本年度予算額30万1,000円、前年度に対しまして1万円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

同じく105ページから106ページになります。5目農地費、本年度予算額3,176万3,000円、前年度に対しまして428万1,000円を増額しようとするもので、増額要因といたしましては細目3の小規模土地改良事業費の12節委託料におきまして、日の出地区用水路用地測量調査業務に新規計上で150万円、これは地域づくり交付金の助成対象となっております。それと、細目4の水利施設等保全高度化事業におきましては、道営農業農村整備事業による基盤整備の地元負担金が前年比で170万円増の2,380万円を計上しております。本年度の道営事業、赤井川地区におきましては、総額1億4,000万円を予定しております。地元負担は17%ということで、そのうち受益者は事業区分によりまして7.5%、または12.5%の負担となっております。本年度につきましては、農地整備といたしまして暗渠区画整理に約6ヘクタール、このほか基盤整備と畑かんの調査設計を予定しております。なお、事業期間につきましては、令和4年から9年までの6年間となっております。

続いて、106ページ下段になります。6目農業経営基盤強化促進事業費、本年度予算額2万円、前年度と同額の計上をしようとするもので、前年同様の内容となっております。

続いて、107ページになります。7目農業振興センター管理費、本年度予算額1,046万3,000円、前年度に対しまして94万6,000円を減額しようとするもので、減額要因は昨年度農業振興センターの食堂兼研修室の備品購入を行って終了したことによるものでございます。また、昨年度まで農業振興センター運営事業の在り方に関しましてJAと協議いたしました。村内農業者の苗購入に20%助成する苗購入事業補助金、そして785万円、新規就農者への機械貸出し、畑かん関連調査等に100万円、これを2分の1以内で上限100万円を予定しております。合わせて885万円。なお、先ほど申しました2目の農業総務費におきまして、担い手協に対しまして15万円の負担金ということで、これを含めまして従来同様の総額900万円としております。

107ページの下段になります。8目地籍調査成果管理費、本年度予算額132万6,000円、前年度に対しまして193万3,000円を減額しようとするもので、減額の要因は昨年度地籍管理システムのデータ構築業務203万5,000円が完了したことによるもので、このほかはほぼ前年並みの計上となっております。

同じく108ページから110ページになります。9目水利施設管理費、本年度予算額1,744万3,000円、前年度に対しまして479万円を減額しようとするもので、主な減額要因は昨年度実施いたしましたダム施設の停電対応用のバッテリー装置の交換終了、12節委託料では2年または3年置きに実施する調査業務等が終了したことによるものでございます。あと、14節工事請負費でダム取水放流施設の外壁の補修工事の完了によるものが大きな減額の要因となっております。

続いて、110ページから113ページになります。2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額2,487万1,000円、前年度に対しまして580万1,000円を増額しようとするもので、主な増額要因は、細目1、林業振興費で、説明が重複しますが、昨年度まで総務費計上していた村有林育成費が産業課業務となるため、細目1、林業振興費におきまして新たに420万円

ほど加わりまして、同じく12節の委託料で森林管理計画意向調査業務として新規に104万9,000円を計上したのが増額の要因となっております。

続いて、114ページからになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1億5,197万6,000円、前年度に対しまして1億3,851万円を増額しようとするものです。主な増額要因につきましては、これも説明が重複しますが、昨年度まで総務費で計上しておりましたふるさと納税業務、これが産業課業務となるため、細目3に新たにふるさと納税事業費、細目4に地域おこし協力隊活動費を新規に設定いたしまして、合わせて1億3,318万円の新規計上が大きな増額要因となっております。

続いて、116ページから118ページにかけてですが、2目観光費、本年度予算額4,152万9,000円、前年度に対しまして131万6,000円を増額しようとするもので、増額要因は細目1の観光振興費におきまして、昨年度補正予算で計上させていただきましたまるっとカルデラ農村フェス補助金が300万円、これを新規予算で計上しております。減額したものは、前年度の観光プロモーション事業で新規に作成した観光パンフ、観光ポスター製作経費、イベント出店経費などの終了で、合わせまして総額131万6,000円の増額措置となっております。

続いて、118ページ中段に参ります。3目保養センター費、本年度予算額3,167万7,000円、前年度に対しまして4,172万8,000円を減額しようとするもので、大きな減額の要因は14節の工事請負費におきまして、昨年度発注しましたカルデラ温泉既存熱源設備改修工事5,533万円の皆減によるものでございます。なお、新年度では17節備品購入費におきまして、森林環境譲与税を活用した木製家具購入費で723万6,000円、14節工事請負費で屋上防水改修工事費666万6,000円を新規に計上しております。

119ページになります。小公園管理費につきましては、建設課への新年度業務移管に伴いまして7款4項に移動しております。そのため廃目となっております。

以上で農業委員会及び産業課所管歳出予算について説明させていただきました。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管歳出予算につきましてご説明させていただきます。

120ページを御覧ください。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額434万5,000円、前年度に対し266万9,000円を増額でございます。増額の主な内訳としましては、17節備品購入費の増額です。これにつきましては、除雪機械購入費となっております。

続きまして、121ページ中段を御覧ください。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、本年度予算額1億3,662万円、前年度に対し986万9,000円を増額でございます。増額の主な内訳といたしまして、10節需用費増額、12節委託料の増額、14節工事請負費の増額でございます。令和6年度の予定工事につきましては、5本となっております。村道区画線工事、村道舗装補修工事、東二番線道路整備工事、母沢線道路整備工事、中池田線ほか道路整備

工事となっております。

続きまして、122ページ下段を御覧ください。7款2項2目道路新設改良費、本年度予算額1億1,310万4,000円、前年度に対し5,250万2,000円の増額でございます。増額の主な内訳といたしまして、12節委託料の増額、14節工事請負費の増額、16節公有財産購入費の増額です。工事請負費、令和6年度の工事予定2本となっております。富田線道路改良工事、北丸山線道路改良工事となっております。

続きまして、124ページを御覧ください。7款2項3目橋梁維持費、本年度予算額6,300万5,000円、前年度に対し2,732万9,000円の増額でございます。増額の主な内訳といたしましては、14節工事請負費の増額です。令和6年度の予定工事は、共栄東橋架け替え補修工事となっております。

続きまして、7款3項河川費、1目河川総務費、本年度予算額2,964万4,000円、前年度に対し500万4,000円の増額でございます。増額の主な内訳につきましては、14節工事請負費の増額です。令和6年度の予定工事は7本となっており、土木川河川整備工事、後志川河川整備工事、下池田川河川整備工事、池田川河川整備工事、富田川河川整備工事、池田川護岸改修工事、共栄の沢川護岸改修工事となっております。

続きまして、125ページを御覧ください。7款4項都市計画費、1目景観形成推進費、今年度景観計画策定に伴い新規に計上するものでございます。

続きまして、7款4項2目小公園管理費、今年度所管変更に伴い新規に計上するものでございます。

続きまして、127ページを御覧ください。7款5項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額1億1,670万7,000円、前年度に対し465万8,000円の増額でございます。増額の主な内訳につきましては、10節需用費の増額、14節工事請負費の増額、18節負担金補助及び交付金のうち所管変更に伴い、合併浄化槽設置補助金の新規計上でございます。令和6年度の予定工事といたしましては、6本となっております。中央団地個別改善内部改修工事、中央団地個別改善外部改修工事、村営桜団地個別改善改修工事、職員住宅塗装工事、村有住宅塗装工事、村有住宅（落合地区）解体工事となっております。

以上で建設課所管一般会計歳出予算につきまして説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の令和6年度一般会計歳出予算についてご説明させていただきます。

133ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算118万3,000円で前年度と同額という計上となっております。

次に、同ページ下段、9款1項2目事務局費、本年度予算6,057万9,000円、前年度比262万6,000円の減です。これは、主に増額分の理由としては人件費で人事異動による増のほか、制度改正による会計年度任用職員の勤勉手当支給開始に伴い増額となっているものです。

また、減額分としては昨年度実施しておりました18節負担金補助及び交付金の地域活性化企業人派遣事業負担金及び同提案事業負担金について、昨年度当初から企業人を派遣していただいた企業側の諸事情もあり、当該事業は昨年度上半期で終了しておりました、その後派遣可能な企業が見つからなかったことにより、今期は当初に計上していないことによるものです。金額としては、昨年度計上は合計620万円を計上していたところでございます。

次に、136ページ中段から御覧ください。9款2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算2,556万6,000円、前年度対比220万2,000円の増となっております。主な増額の内訳としては、赤井川小学校の受電設備更新工事で221万1,000円を計上しているほかは、おおむね前年度並みの計上となっているところでございます。

次に、139ページをお開きください。9款2項2目教育振興費、本年度予算941万2,000円、前年度比467万9,000円の増、増額の主な理由としては消耗品費なのですが、令和5年度に新しい教科書が採択され、令和6年度から使用することになっておりますが、こちらの小学校用教科図書教師用指導書購入費用として赤井川小学校分で275万5,000円、都小学校分で220万5,000円が計上されていることによって増額となっているものです。

続いて、140ページ下段を御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算1,381万8,000円、前年度比121万1,000円の増、主な増額の理由としては中学校のグラウンド脇に街灯が立っているのですが、2本ちょっと傾斜がきつくなってきておりますので、こちらの立替え修繕ということで104万5,000円を計上しています。そのほかはおおむね前年並みの計上となっております。

次に、141ページを御覧ください。ページの下の方から次のページにかけまして、9款3項2目教育振興費、本年度予算2,042万円、前年度比124万7,000円の減となっております。主な減額の要因としては、12節委託料でスクールバス運行業務委託料が、こちら児童の所在について変更がありまして、運行距離が短くなったことによって昨年度比58万5,000円減額となっております。そのほか実績を鑑みて当初予算計上額を調整しています18節負担金補助及び交付金の夏季中体連参加補助金及び実績による推計で準要保護就学援助費などが減額となっているものです。

次に、143ページを御覧ください。9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算1,734万1,000円、前年度比23万9,000円の増、主な増額の要因としましては国際交流推進委員会運営事業補助金で、こちら前年度に比べて55万円の増となっておりますが、こちらにつきましては平成30年度に実施以来6年ぶりとなりますが、オーストラリアのストラスマア校の生徒を受け入れる交流事業を実施しようとするもので、期間としては7月の上旬にこちらのほうに来る予定となっております。また、今年度につきましても昨年再開された中学生の海外研修事業を実施する予定となっております、こちらの対象は今年は中学校の3年生の生徒を対象として、オーストラリアでのホームステイも復活する見込みとなっております。こちらの日程につきましては、8月5日から14日までの7泊10日で計画しているところでございます。

次に、145ページをお開きいただき、中段を御覧ください。9款4項2目社会教育施設費、本年度予算890万6,000円、前年度比19万5,000円の増で、こちらは施設管理委託料の積算単価上昇などによる増となっております。

次に、146ページをお開きいただき、下段を御覧ください。9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算271万9,000円、前年度比17万8,000円の減で、18節負担金補助及び交付金のうち、昨年小学生全道スポーツ大会参加補助金を計上していたのですけれども、ここ数年実績がありませんので、こちらは10万円を皆減としております。そのほか赤井川ジュニアクロスカントリースキー大会事業補助金及び村の体育団体活動補助金について補助金額の見直しを行い減となっているもののほかは、おおむね前年度並みの計上となっているところです。

続きまして、148ページをお開きください。9款5項2目体育施設費、本年度予算2,408万8,000円、前年度比475万円の増で、主な増額の内訳は、こちら村営プールの温水ボイラーにつきまして経年劣化によって更新が必要となっております、工事請負費として440万円を計上しております。そのほかでは、施設管理委託料の積算単価上昇などによる増となっているところです。

次に、149ページの最下段を御覧ください。9款5項3目学校給食費、本年度予算2,568万7,000円、前年度比92万3,000円の減となっております。こちらは、仁木町へ支払う学校給食業務の負担金の減が主なものとなっております。内容につきまして、食材が高騰しており単価は上昇しているのですけれども、児童生徒の数が昨年度当初に比べて減っていることから、こちらのほうの減りが大きくて総体的に減額となっております。ちなみに、昨年度当初の児童数の計上は43人でしたが、今年は34人、生徒数としては前年度31人でしたが、今年は24人ということで生徒数、児童数が減っているところでございます。

以上で教育委員会所管の令和6年度一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の令和6年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、今年度1,107万9,000円、前年度に対して141万2,000円を増額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により増額計上するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上です。

8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度909万7,000円、前年度に対して21万1,000円を減額計上しようとするものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

10ページをお開きください。5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上です。

5款2項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款3項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度11万3,000円、前年度と同額の計上です。

1款2項徴収費、1目徴収費、今年度136万円、前年度に対して10万2,000円を減額するもので、消耗品費を見込みにより減するものでございます。

12ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度1,850万7,000円、前年度に対して130万3,000円を増額しようとするもので、こちらは広域連合での試算結果に基づき計上するものです。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3款1項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

14ページをお開きください。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度同額の20万円の計上をするものです。

以上で令和6年度後期高齢者医療特別会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の令和6年度国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度2,495万3,000円、前年度に対して99万1,000円を減額計上しようとするものです。内訳につきましては、前年度実績に基づく推計により増額するものでございます。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、前年度と同額を計上しようとするものでございます。

8ページをお開きください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度7,000円、前年度に対して6,000円を減額計上しようとするもので、国民健康保険税督促手数料の実績に基づき推計によるものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定として計上です。

10ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,831万7,000円、前年度に対して156万4,000円を減額しようとするもので、基盤安定

繰入金の前年度実績に基づく増額及びその他一般会計繰入金について予算総額を鑑みて減額となっているものとございます。

4款2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

12ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項雑入、1目返納金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項2目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項3目広域連合支出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度504万9,000円、前年度に対して6万5,000円を減額計上しようとするものです。減額の主な要因は、前年度計上の17節備品購入費の廃節によるものとございます。

14ページをお開きください。1款1項2目広域連合負担金、本年度3,674万5,000円、前年度に対して51万5,000円を減額計上しようとするものです。内訳につきましては、後志広域連合分賦金が前年度に比べて減額となるものとございます。

1款2項徴税费、1目賦課徴收费、本年度73万4,000円、前年度に対して2,000円増額計上しようとするもので、国民健康保険税電算業務委託料の増でございます。

1款3項審議会費、1目審議会費、本年度5万7,000円、内訳は国民健康保険税審議会の運営に関わる経費で、前年度と同額計上でございます。

次に、16ページをお開きください。2款公債費、1項公債費、1目利子、本年度1,000円、前年度と同額で、一時借入金の利子について科目設定として計上です。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度20万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

3款1項2目退職被保険者等保険税還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上でございます。

3款1項3目償還金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3款1項4目一般被保険者還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3款1項5目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

18ページをお開きください。3款2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

20ページをお開きください。基金積立金につきましては、廃款とするものでございます。

21ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で令和6年度国民健康保険特別会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） それでは、議案第22号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算について説明いたします。

5ページを御覧ください。収益的収入及び支出、収入、1款簡易水道事業収益合計1億1,939万5,000円。

内訳といたしまして、1款1項営業収益、1目給水収益3,972万9,000円、こちらは水道使用料。記載はされておりませんが、昨年度に対し1,099万円の増となっております。

1款1項2目その他営業収益4,000円、証明手数料、材料検査手数料等、昨年度と同額となっております。

1款2項営業外収益、1目他会計補助金5,879万7,000円、営業補助の目的で交付された補助金となっております、こちらは前年度予算の一般会計繰入金となります。

1款2項2目長期前受金戻入2,086万4,000円、固定資産の減価償却または除却に伴い、その取得に係る財源を減価償却等の見合い部につき収益化したもの、こちらの予算につきましては前年度予算には計上されていない企業会計予算となります。

1款3項特別利益、1目その他特別利益1,000円、特別会計最終年度の消費税還付額となります。

続きまして、支出、1款簡易水道事業費用合計1億2,048万7,000円。

内訳といたしまして、1款1項営業費用、1目原水及び浄水費4,920万8,000円、水源保全、原水の取入に係る設備及び浄水設備の維持管理に係る費用、こちらは水質検査委託料、施設管理委託料等となります。

1款1項1目配水及び給水費921万8,000円、配水池、配水管等浄水の配水に係る設備及び量水器等の給水設備の維持管理に係る費用、前年度予算の工事請負費となります。本年度の予定工事として量水器取替え工事がございます。

1款1項3目総係費3,081万9,000円、事業活動の全般に関する費用、こちらは人件費、旅費、手数料、通信費、システム使用料などとなります。

1款1項4目減価償却費2,760万2,000円、建物、構築物、機械及び装置等の償却費、こちらは前年度予算には計上されていない企業会計予算となります。

1款2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費157万1,000円、こちらは企業債

利子となります。

1 款 2 項 2 目消費税及び地方消費税100万円、当年度の消費税納税額となります。こちらは、令和 6 年度分消費税納税額となります。

1 款 3 項特別損失、1 目その他特別損失96万9,000円、特別会計最終年度分の消費税納税額、賞与引当金相当額、こちらは令和 5 年度分の消費税納税額と令和 5 年度分賞与引当金相当額となります。

1 款 4 項予備費、1 目予備費10万円、こちらは昨年度と同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出、収入、1 款資本的収入、1 項他会計補助金、1 目他会計補助金748万6,000円、資本的支出に充当するための一般会計等からの補助金、こちらは前年度予算の一般会計繰入金となります。

続きまして、支出、1 款資本的支出、1 項企業債償還金、1 目建設改良等企業債償還金1,689万3,000円、こちらは償還企業債元金となります。

続きまして、6 ページを御覧ください。予定キャッシュフロー計算書になります。

キャッシュフロー計算書は、1 事業年度の資金収支の状況を一定の活動の区分で業務活動、投資活動、財務活動別に現金の動きに関する情報を示すものであります。業務活動によるキャッシュフローにつきましては、減価償却費、長期前受金戻入れや利子支払額等で777万1,000円となります。

投資活動によるキャッシュフローにつきましては、一般会計繰入金による収入で713万円となります。

財務活動によるキャッシュフローにつきましては、企業債による収入、企業債償還による支出でマイナス1,480万3,000円となります。

資金増加額は9万8,000円、資金期首残高が50万円、資金期末残高は59万8,000円となる予定でございます。

7 ページから 9 ページの給与費明細書の説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧ください。

続きまして、10 ページを御覧ください。予定貸借対照表になります。貸借対照表は、当該年度末の予定、令和 7 年 3 月 31 日貸借対照表であり、期末期の財政状態を示したもので、資産、負債、資本に分類されております。貸借対照表は、左側に各項目及び細目が表示され、右隣の 1 列目にこれまでの固定資産の取得金額の合計と減価償却の合計が記載され、2 列目にその合計金額、3 列目に細目の合計金額、4 列目に項目の合計金額が記載されております。

資産の部、こちらを借り方と言います。資産の部では、年度末における固定資産合計5億995万2,674円、流動資産合計499万8,000円、資産合計5億1,495万674円となります。

続きまして、負債の部、こちらを貸し方と言います。負債の部では、固定負債として令和 8 年度以降の起債償還金の企業債 1 億7,305万6,057円、流動負債として令和 7 年度の起債償還金、未払金、賞与引当金の合計2,540万1,108円となります。

11ページを御覧ください。繰延べ収益として固定資産に係る長期前受金、減価償却に係る長期前受金収益化累計額の合計2億6,882万3,919円となり、負債合計4億6,728万1,084円となります。

続きまして、資本の部、資本金合計額2,467万3,249円、剰余金、資本剰余金合計2,336万4,341円、利益剰余金合計36万8,000円、剰余金合計2,299万6,341円となり、資本合計4,766万9,590円となります。

負債資本合計は5億1,495万674円となり、借り方の資産合計と貸し方の負債合計の増額が5億1,495万674円となるものであります。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらにつきましては、会計方針、予定貸借対照表関連に関する方針の注記となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。前年度末の予定開始貸借対照表を付してあります。企業会計開始年度は、減価償却費が記載されていない貸借対照表となり、先ほど説明いたしました10ページの開始貸借対照表の資産及び資本の部の基礎になるものとなりますので、説明につきましては省略させていただきます。

以上で令和6年度赤井川村簡易水道事業会計予算説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号 令和6年度赤井川村下水道事業会計予算について説明いたします。

5ページを御覧ください。収益的収入及び支出、収入、1款下水道事業収益合計8,365万7,000円。

内訳といたしまして、1款1項営業収益、1目下水道使用料1,400万7,000円、こちらは下水道使用料金となります。こちらも記載はされておりませんが、昨年度に対し230万4,000円の増となっております。

1款1項2目その他営業収益8,000円、ほかの事業者等の業務を受注している場合などということで、昨年度と同額となっております。

1款2項営業外収益、1目他会計補助金4,769万8,000円、下水道事業の収益的支出に充てるための一般会計の繰入金となっております。

1款2項2目長期前受金戻入1,894万3,000円、固定資産の減価償却または除却に伴い、その取得に係る財源を減価償却等の見合い部につき収益化したものとされておりまして、こちらは前年度予算には計上されていない企業会計予算となります。

1款2項3目消費税及び地方消費税還付金300万円、当年度の消費税還付金となっております。

1款3項特別利益、1目その他特別利益1,000円、特別会計最終年度の消費税還付金となっております。

続きまして、支出、1款下水道事業費用合計8,219万7,000円。

内訳といたしまして、1款1項営業費用、1目管渠費24万6,000円、下水道管渠の維持管

理に係る費用となっており、こちらは燃料費となっております。

1 款 1 項 2 目処理場費3,253万6,000円、処理場の維持管理に係る費用となっており、処理場の光熱水費、施設委託料、保険料等となっております。

1 款 1 項 3 目総係費1,238万4,000円、事業活動の全般に関する費用、こちらは人件費、旅費、手数料、通信費、システム使用料となっております。

1 款 1 項 4 目減価償却費3,321万3,000円、建物、構築物、機械及び装置等の償却となっており、こちらは前年度予算には計上されていない企業会計予算となります。

1 款 2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費218万2,000円、こちらは償還企業債利子となります。

1 款 3 項特別損失、1 目その他特別損失153万6,000円、特別会計最終年度の消費税納税額、賞与引当金相当額となっております。こちらは、令和 5 年度分消費税納税額と令和 5 年度分賞与引当金相当額となります。

1 款 4 項予備費、1 目予備費10万円、こちらは昨年度と同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出、収入、1 款資本的収入合計 1 億2,647万1,000円。

内訳といたしまして、1 款 1 項企業債、1 目建設改良等企業債5,790万円、建設改良費等に充当する企業債。

1 款 2 項他会計補助金、1 目他会計補助金445万1,000円、資本的支出に充当するための一般会計等からの補助金。

1 款 3 項補助金、1 目国庫補助金6,410万円、建設改良費等に充当する国庫補助金。

1 款 4 項負担金等、1 目受益者分担金 2 万円、こちらは下水道受益者分担金になります。

続きまして、支出、1 款資本的支出合計 1 億4,252万8,000円。

内訳といたしまして、1 款 1 項建設改良費、1 目処理場建設費 1 億2,300万円、建設工事等により自己の資産を取得するための費用、前年度予算の工事請負となります。本年度予定工事といたしまして、マンホールポンプ更新工事とアクアクリーンセンター水処理設備更新工事がございます。

1 款 2 項企業債償還金、1 目建設改良等企業債償還金1,952万8,000円、こちらは償還企業債の元金となります。

続きまして、6 ページを御覧ください。予定キャッシュフロー計算書になります。

キャッシュフロー計算書は、1 事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分で業務活動、投資活動、財務活動別に現金の動きに関する情報を示すものでございます。業務活動によるキャッシュフローについては、減価償却費、長期前受金戻入れや利子支払額等で911万8,000円となります。

投資活動によるキャッシュフローにつきましては、有形固定資産の取得による支出、補助金、負担金等による収入、一般会計繰入金による収入でマイナス5,702万7,000円となります。

財務活動によるキャッシュフローにつきましては、企業債による収入、企業債償還によ

る支出で4,800万8,000円となります。

資金増加額9万9,000円、資金期首残高45万1,500円、資金期末残高55万500円となる予定でございます。

7ページから9ページの給与費明細書、10ページ、継続費に関する調書、11ページ、債務負担行為に関する調書の説明は省略させていただきますが、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、12ページを御覧ください。予定貸借対照表になります。先ほども申しましたが、貸借対照表は当該年度末の予定、令和7年3月31日の貸借対照表であり、期首の財政状態を表したもので、資産、負債、資本に分類されております。貸借対照表は、左側に各項目及び細目が表示され、右隣の1列目にこれまでの固定資産の取得金額の合計と減価償却の合計が記入され、2列目にその合計金額、3列目に細目の合計金額、4列目に項目の合計金額が記載されております。

資産の部、こちらを借り方と言います。資産の部では、年度末における固定資産合計10億6,311万9,079円、流動資産合計717万4,500円となり、資産合計10億7,029万3,579円となります。

続きまして、負債の部、こちらを貸し方と言います。負債の部では、固定負債として令和8年度以降の起債償還金の企業債3億7,410万9,932円、流動負債として令和7年度の起債償還金、未払金、賞与引当金の合計2,838万7,115円。

13ページを御覧ください。繰延べ収益として固定資産に係る長期前受金、減価償却に係る長期前受金収益化累計額の合計6億347万7,294円となり、負債合計10億597万4,341円となります。

続きまして、資本の部、資本金合計額6,075万4,238円、剰余金、資本剰余金合計503万2,000円、利益剰余金合計146万7,000円、剰余金合計356万5,000円となり、資本合計6,431万9,238円となります。

負債資本の合計は10億7,029万3,579円となり、借り方の資産合計と貸し方の負債合計が同額の10億7,029万3,579円となるものであります。

続きまして、14ページを御覧ください。こちらは、会計方針、予定貸借対照表関連に関する方針の注記となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。前年度末の予定開始貸借対照表を付してございます。企業会計開始年度は、減価償却費が記載されていない貸借対照となり、先ほど説明いたしました10ページの開始貸借対照表の資産及び資本の部の基礎になるものとなりますので、説明は省略させていただきます。

以上で令和6年度赤井川村下水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第23号につきましては、全員で構成

する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第23号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員、副委員長につきましては藤門弘議員をお願いいたしたいと思ひますので、よろしく取り計らい願ひたいと思ひます。

◎物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書の提出について
食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について

○議長(岩井英明君) 次に、お手元に配付のとおり、全日本年金者組合北海道本部及び全日本年金者組合余市支部より、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める陳情、農民運動北海道連合会より食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の以上2件の陳情書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める陳情、ほか1件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(岩井英明君) なお、次回の開催は明日3月7日午前10時より開議いたしますので、出席願ひたいと思ひます。

本日は、大変お疲れさまでございました。ご苦労さまです。

(午後 4時46分延会)